

平成29年度
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

公募要領

2次公募

2017年6月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係わる資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係わる帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、または担保に供することをいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係わる交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係わる不正行為に対しては、補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

目次

1	事業概要	4
1-1	趣旨	5
1-2	事業内容	7
	(1) 補助金名	7
	(2) 事業規模	7
	(3) 補助対象事業者	7
	(4) 補助対象事業	7
	(5) 交付要件	7
	(6) 補助対象建築物	9
	(7) 補助対象経費	9
	(8) 補助率及び補助金額の上限	9
	(9) 事業スキーム	9
	(10) 公募期間	9
	(11) 事業期間	9
1-3	ZEBプランナーについて	10
1-4	補助事業に係わるデータの取り扱い	11
2	事業要件	13
2-1	補助対象事業	14
	(1) 申請者の区分と留意事項	14
	(2) 補助対象建築物	15
	(3) 補助対象経費と項目	16
	(4) 補助対象範囲	17
	【補足】ESCO、リース、割賦の取り扱いについて	19
3	事業の実施	21
3-1	事業スケジュール	22
3-2	公募～交付決定	23
	(1) 事業の公募	23
	(2) 交付申請	23
	(3) 審査	23
	(4) 交付決定	24
	(5) 採択事業の公表	24
3-3	補助事業の開始	25
3-4	中間報告	25
3-5	補助事業の計画変更	26
3-6	省エネルギー性能評価の認証取得	26
3-7	ZEBリーディング・オーナー登録	26
3-8	補助事業の完了	26

目次

3	事業の実施	21
	3-9 報告及び額の確定	27
	3-10 確定検査	27
	3-11 補助金の支払い	27
	3-12 取得財産の管理等	27
	3-13 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	28
	3-14 実施状況の報告	28
	3-15 「ZEB実現に向けたZEB設計ガイドライン作成」の ための情報開示	28
4	交付申請の方法	30
	4-1 申請について	31
	(1) 申請の流れ	31
	(2) 公募期間	31
	4-2 申請書類ファイル体裁	32
	4-3 申請書類提出先及び問い合わせ先	32
	4-4 申請書類リスト	33
5	計算方法	34
	5-1 エネルギー計算の考え方	35
	5-2 非住宅建築物のエネルギー計算	37
6	交付申請書及び添付書類の記入例	39
7	参考資料	63
	7-1 ZEBの実現に資する省エネ技術	64
	7-2 BEMS	65
	(1) 補助対象設備	65
	(2) BEMSの事例	65
	(3) システム制御技術	66
	7-3 補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律	67
	7-4 交付規程(抜粋)	71

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

ZEBの実現・普及は、我が国のエネルギー需給の抜本的改善の切り札となる等、極めて社会的便益が高いものであり、2020年の政策目標の達成に向け、2015年4月に「ZEBロードマップ検討委員会」が設置され、同委員会のとりまとめの一部として、同年12月に「ZEB実現・普及に向けたロードマップ」が公表された。

これを受け、2016年7月には、当該ロードマップのフォローアップを行うとともに、ロードマップに位置付けられている設計ガイドライン策定を目的として、「ZEBロードマップフォローアップ委員会」が設置された。

2017年2月には、同委員会での審議を経て、設計実務者向けZEB設計ガイドライン(中・小規模事務所編)[ver.0]、ビルオーナーなど事業者向けパンフレット(事務所編)[ver.0]の公開・意見公募が開始された。

これまでのZEB実証事業によるZEB Ready相当以上の建築物の新築・改築状況をみると、2014年度から2016年度にかけて順調に増加している。一方で、ZEBの実現を積極的に働きかける者(設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等)が存在する地域においてはZEBへの取組みの活性化がみられるものの、ZEBを取り巻く状況及びロードマップの実施状況を鑑みると、ZEBの実現・普及については、次の課題が挙げられる。

<ZEBの広報>

これまでZEBに触れたことのない建物オーナー等に対するZEBの訴求強化。

<ZEB技術者の周知と育成>

ZEBの実現に向けたノウハウを有する者を周知することで、ZEBを目指そうとする建物オーナーと、実績・能力のある設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等事業者のマッチングを行える環境整備が必要。また、ZEB設計を行うノウハウを有する技術者の普及も課題である。

<ZEB目標設定と進捗管理、新築公共建築物における取組み>

建物オーナーのZEBへの取組みが評価され得る土壌の構築が重要。

2020年及び2030年の政策目標の実現に向けては、建物オーナー及び設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等のZEBのプランニングを行うノウハウを有する実務者の両者が、それぞれ、ZEBの実現・普及に関する目標設定を行い、進捗管理を行っていくことが重要である。

本事業では、これらの課題の存在を踏まえて、平成28年度にZEB設計ガイドライン、パンフレットを作成していない建物用途について引き続き整備を進めるべくZEB実証事業を公募し、ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入に係わる情報の提供に同意する事業者に対し、その費用の一部を補助するとともに、以下の2つの登録制度を導入することでロードマップに基づくZEBの実現・普及を目指す。

- ①ZEBプランナー登録制度・・・・・・・・ ZEBの実現に向けたオーナーへの働きかけを積極的に行う設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等を「ZEBプランナー」として登録し広く公表する制度。
- ②ZEBリーディング・オーナー登録制度・・・建物オーナーに対するインセンティブとして、単に補助を行うのみではなく、省エネルギー建築物への取組みが積極的である優良な事業者を「ZEBリーディング・オーナー」として登録、広く公表する制度。

※ ZEBロードマップ検討委員会 とりまとめ

<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151217002/20151217002-1.pdf>

※ 「ZEBロードマップとりまとめ」概要

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeb_report/pdf/report_160212_ja.pdf

※ 設計実務者向けZEB設計ガイドライン、ビルオーナーなど事業者向けパンフレット公開ページ

https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html

<ご参考> ZEBの定義

2015年12月に公表された「ZEBロードマップ検討委員会 とりまとめ」(経済産業省 資源エネルギー庁)により、ZEBについて以下の定義が示された。

【ZEBとは(定性的な定義)】

ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物」とする。

特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法(パッシブ手法)を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

ZEBの実現・普及に向けて、以下のとおりZEBを定義する。

『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

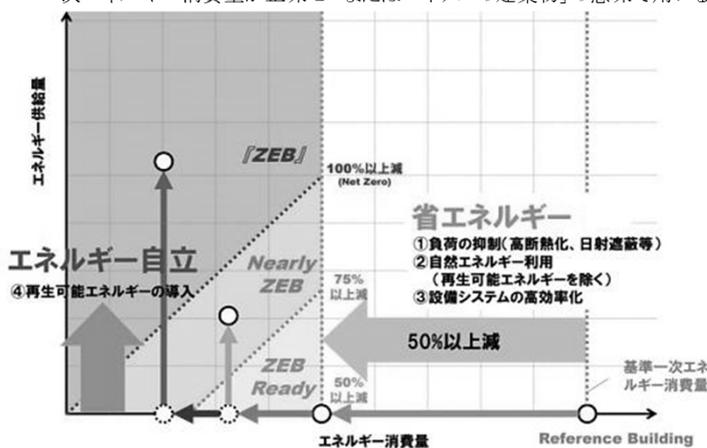
【ZEBの判断基準(定量的な定義)】

ZEBは、以下の定量的要件を満たす建築物とする。

名称	基準値からの削減率		創エネの形態	計算方法
	創エネ除く	創エネ含む		
『ZEB』	50%以上 かつ	100%以上	自家消費分に加え 売電分*も対象 (設置場所は敷地内)	「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) またはこれと同等の方法による計算で、「その他負荷」を除き設計時で評価する
Nearly ZEB		75%~100%未満		
ZEB Ready		50%~75%未満		

*ただし、余剰売電分に限る

なお、「ZEB」はNearly ZEB、ZEB Readyを含めた広い概念を表すものとし、Nearly ZEB、ZEB Readyを含めず狭義の「一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物」の意味で用いる場合には『ZEB』と表現する。



(出所) ZEBロードマップ検討委員会 とりまとめ (経済産業省 資源エネルギー庁)

※上記はZEBロードマップにおけるZEBの定義であり、本事業の要件ではありません。
本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

本事業では、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyを含めた「広義のZEB」をZEBと示す。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成29年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)」

※略称:平成29年度ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業(以下「本事業」という)

(2) 事業規模

約5億円(予定)

(3) 補助対象事業者

建築主等(所有者)、ESCO(シェアード・セービングス)事業者※、リース事業者等※

※ESCO事業者及びリース事業者等が申請する場合は、建築主等との共同申請とする。

(4) 補助対象事業

本事業の交付要件を満たし、既存、新築、増築及び改築の建築物に対し、ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等を導入する事業。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 日本国内で事業を営んでいる個人事業主※1もしくは法人等で、当該システム・機器を国内の建築物に導入すること。
- ② ZEB設計ガイドライン作成のため、補助対象建築物のZEBに資する設計情報を開示することについて承諾していること。(P. 28 3-15参照)
- ③ 採択枠一覧表(P. 15参照)において、採択枠「●」「■」の申請には、「ZEBプランナー」(P. 10参照)の関与を必須とする。
- ④ 建物全体の一次エネルギー消費量を50%以上削減できること。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。(P. 35参照)
エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等※2による計算とする。
- ⑤ 外皮性能は用途及び地域に応じたPAL*の基準を満足すること。(P. 37参照)
外皮性能計算は建築物エネルギー消費性能基準等※2による計算とする。
- ⑥ 計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置を含むBEMS装置を導入すること。
- ⑦ 熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔、ポンプ等)、照明・コンセント等の計量区分ごとにエネルギーの計測・計量を行い、データを収集・分析・評価し、継続して省エネルギーに関する報告及び改善が可能なエネルギー管理体制を整備すること。
- ⑧ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、原則として事業完了までに受けること。(P. 26 3-6参照)
- ⑨ 補助事業として採択された後、補助事業者(共同申請の場合は建築主)は、事業完了までに「ZEBリーディング・オーナー」に登録完了すること。('ZEBリーディング・オーナー登録公募要領'参照)

- ⑩ 補助事業完了後、事業完了後1年間(新築、増築及び改築の建築物が補助対象の事業は2年間)のエネルギー使用状況と、ZEBに資する技術の導入効果等を分析、自己評価して、「実施状況報告書」としてSIIに提出しなければならないことを承諾していること。(P. 28 3-14参照)
- ⑪ 補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。
- ⑫ 経済産業省から補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。

※1 個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、または税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明(任意書式)、または税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令。(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下、「建築物エネルギー消費性能基準等」という。)

(6) 補助対象建築物

採択枠一覧表(P. 15参照)で示す建築物を補助対象建築物とする。
採択枠一覧表にないもの、及び地方公共団体(地公体)の建築物(地方独立行政法人、公営企業を含む)は本事業の補助対象外とする。(P. 16参照)

(7) 補助対象経費

補助事業に必要なZEBに資する下記の費用(P. 16～18参照)

- ・ 設計費:実施設計費用、第三者評価機関による認証取得費用
- ・ 設備費:高性能建材や空調、換気、照明、給湯等の機器及びBEMS装置、蓄電システム、トランス等の設備費用
- ・ 工事費:補助対象設備の導入に不可欠な工事費用

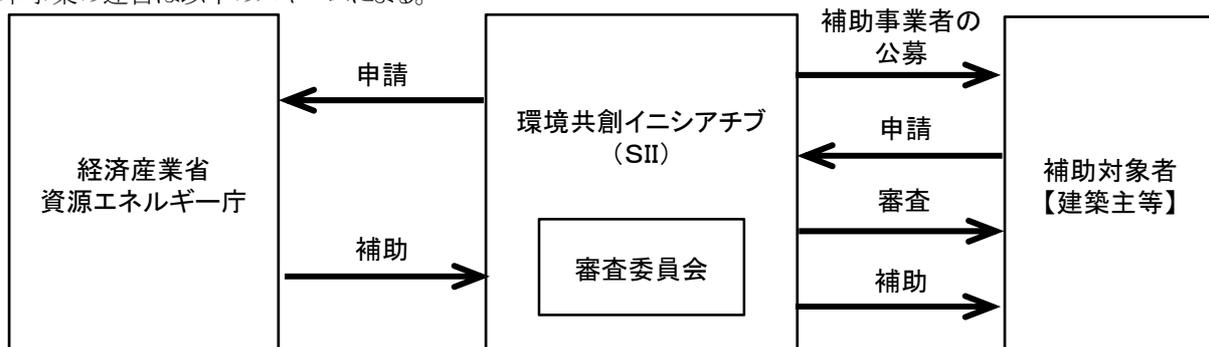
(8) 補助率及び補助金額の上限

補助率 : 補助対象経費の2/3以内とする。
※補助金額は補助対象経費区分ごとに、小数点以下(1円未満)を切り捨てとする。

補助金額の上限 : 5億円/年
※複数年度事業について事業全体の上限は10億円とする。

(9) 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



(10) 公募期間

公募期間 : 2017年6月12日(月)～2017年7月14日(金)17:00必着
本事業において3次公募は実施しない予定であるため注意すること。

(11) 事業期間

原則単年度事業とする。(下記の事業期間内に事業を完了できること)

事業期間 : 交付決定日(2017年8月下旬)～2018年1月31日(水)まで

ただし、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、複数年度事業を認める。
複数年度事業の事業年度は、最長3年度とする。

※ 複数年度事業については「補足 複数年度事業について」(P. 11)を参照のこと

1-3 ZEBプランナーについて

本事業の趣旨ならびに、「ZEBロードマップ」の意義に基づき、「ZEB設計ガイドライン」や自社が有する「ZEBや省エネ建築物を設計するための技術や設計知見」を活用して、一般に向けて広くZEB化実現に向けた相談窓口を有し、業務支援(建築設計、設備設計、設計施工、省エネ設計、コンサルティング等)を行い、その活動を公表するものをSIIは「ZEBプランナー」と定め、これを公募し、SIIホームページで公表する。

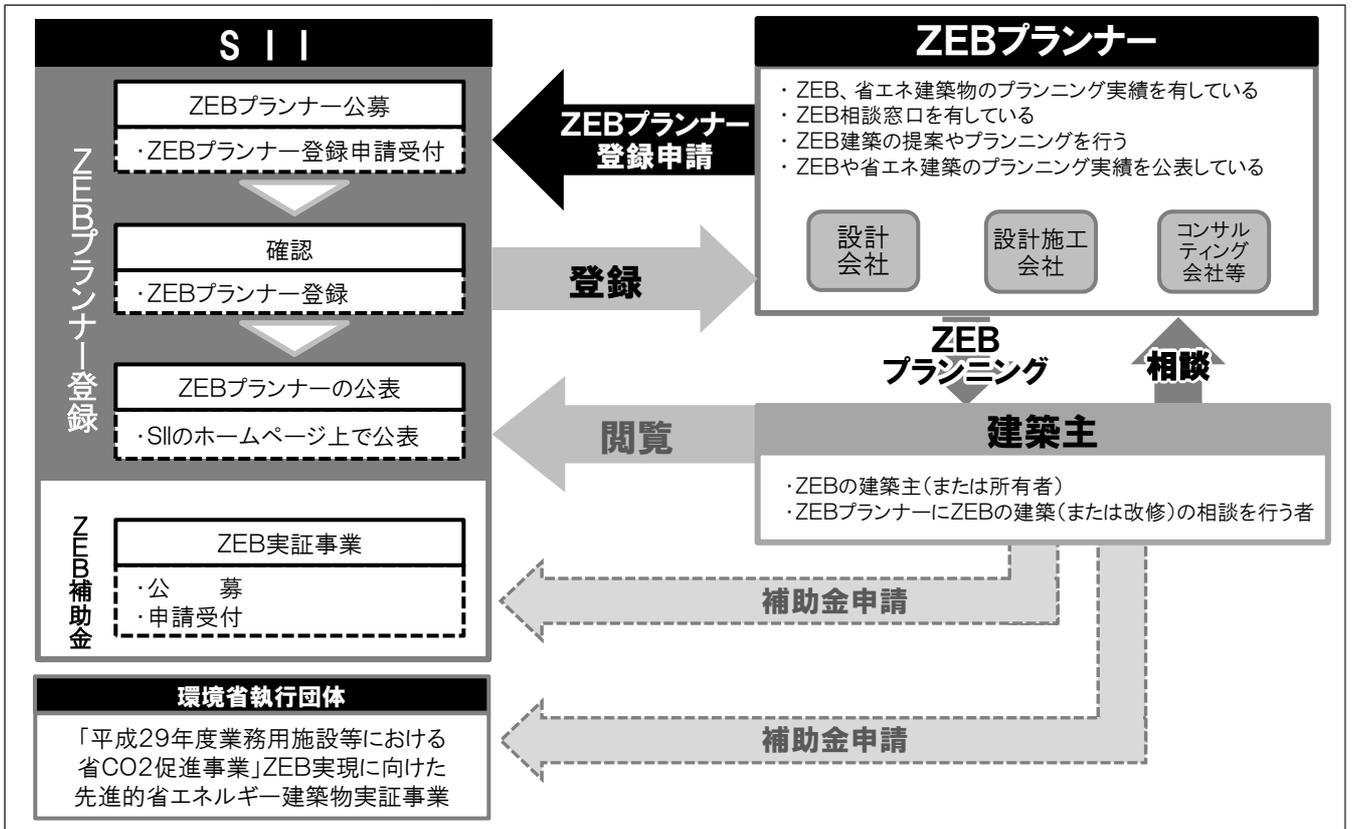
また、本事業の公募における採択枠一覧表(P. 15参照)に示す「●」「■」の申請には、「ZEBプランナー」に係わる事業であることが必須となる。

なお、「ZEBプランナー登録」は以下の期間で公募、公表を行う。

2017年4月4日(火)～2018年1月31日(水)17:00必着

- ZEBプランナー登録の公表は、随時行うものとする。
- 建築主がZEBプランナーを関与させ本事業の公募へ申請する場合、その時点でZEBプランナーが登録申請中であっても、ZEBプランナーが関与しているものとみなす。ただし、交付決定までに登録が完了することを前提とし、そうでない場合は申請が取下げとなるので注意すること。
- 「ZEBプランナー」の公募についてはSIIホームページならびに「ZEBプランナー登録公募要領」を参照すること。
※SIIホームページ <http://sii.or.jp/zeb29/planner.html>

< 本事業の申請者と「ZEBプランナー」との関係 >



1-4 補助事業に係わるデータの取り扱い

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表している。

また、ZEB実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの成果報告も併せて公表する。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業 調査研究発表会 2016」

<https://sii.or.jp/zeb28/conference.html>

本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEBの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

【補足】複数年度事業について

- 本年度の交付決定は、翌年度以後の交付決定を保証するものではない。各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 各年度において補助対象経費が発生すること。
- 初年度の補助対象経費は、全事業年度の補助対象経費の総額の1/2以上とすること。
- 翌年度以後において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。
途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- 各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、事業の継続、着手ができないので、留意すること。
- 複数年度事業の本年度における事業期間は、交付決定日～2018年2月28日(水)までとする。ただし、最終年度の事業期間は当該年度の1月31日までとする。

2. 事業要件

2 事業要件

2-1 補助対象事業

(1) 申請者の区分と留意事項

申請者区分	留意事項	備考
建築主等	<ul style="list-style-type: none"> 建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。 設備所有者と建物所有者が異なる場合は、申請時に建物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物の場合は、登記簿にて所有権を確認できること。 新築の場合は、確定検査時に、登記を確認する。
ESCO事業者 (共同申請者)	<ul style="list-style-type: none"> シェアード・セービングス事業者とし、上記建築主等との共同申請とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築主等とESCO事業者またはリース事業者による事業等による複数(2事業以下)の事業を組み合わせた一括申請を認める。
リース事業者等 (割賦販売事業者を含む) (共同申請者)	<ul style="list-style-type: none"> リース等を活用する場合は、上記申請者に加え共同申請とする。 	

- ・複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- ・建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談する。)

(2) 補助対象建築物

補助対象建築物、補助対象外建築物は以下のとおりとする。

① 補助対象建築物

以下の採択枠に示す用途の建築物を補助対象建築物とする。

採択枠一覧表

建物用途区分		延床面積・地域区分別							
用途	用途説明	延床面積2,000㎡以上				延床面積10,000㎡以上			
		地域区分							
		1・2	3・4	5～7	8	1・2	3・4	5～7	8
事務所等	事務所	●	■	■	■	●	●	■	●
ホテル等	ホテル	●	●	■	●	○	○	○	○
	旅館								
病院等	病院	●	●	■	●	●	●	■	●
	老人ホーム	●	■	■	■	●	●	■	●
	福祉ホーム								
百貨店等	百貨店	●	●	■	●	●	●	■	●
	マーケット	●	■	■	■	●	●	■	●
学校等	小学校								
	中学校	○	○	○	○	○	○	○	○
	義務教育学校								
	高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学								
	高等専門学校	○	○	○	○	○	○	○	○
	専修学校 各種学校								
集会所等	図書館等	図書館	○	○	○	○	○	○	○
		博物館							
	体育館等※1	○	○	○	○	●	●	●	■
CLTを活用した建築物※2		○	○	○	○	●	●	●	■

凡例	採択優先順位
○	1
●	2
■	3

- 採択枠「●」「■」の申請には、「ZEBプランナー」が係わる事業であること。
- 延床面積は、建築確認申請の値とする。
- 申請は原則建築物全体とし、部分申請はできない。
- 複合建築物はSIIに相談すること。

※1 体育館等とは公益性のある体育館、公会堂、集会場に限る。

※2 建物用途が採択枠一覧表の建物用途区分に含まれ、CLTを構造耐力上主要な部分に用いつつ、開口部を除く外皮面積へのCLT使用割合が15%以上である建築物。

CLTとは、Cross Laminated Timber(クロス・ラミネイテッド・ティンバー)の略で、板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

② 補助対象外建築物

以下に示す建築物は補助対象外とする。

1) 採択枠一覧にない建物用途の建築物

工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等
住宅	集合住宅(賃貸、分譲問わず)、寮、戸建住宅、別荘等
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー等

2) 連携事業の補助対象建築物であり、本事業においては補助対象外となる建築物

本事業は環境省が実施する「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における省CO2促進事業)※」(以下「環境省ZEB事業」という)との連携事業であり、以下に示される建築物は環境省ZEB事業の補助対象事業となるため、本事業には申請できない。

- 地方公共団体(地公体)の建築物(地方独立行政法人、公営企業を含む)
- 業務用建築物(延床面積2,000㎡未満)
- 複合ビル(地公体と民間で同一建築物を区分所有する場合など)のうち、環境省ZEB事業の対象要件(地公体または2,000㎡未満)を全て満たした建築物

※ 環境省ZEB事業の詳細については、当該事業の執行団体に問い合わせること。

(3) 補助対象経費と項目

補助対象経費は以下の区分ごとに算出する。

補助対象経費区分	項目
設計費	補助事業に必要な建築設計、設備設計等の実施設計費、建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証(ZEB Ready以上)を受けるために必要な費用
設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・建築材料・計測装置等の購入、製造(改修を含む)等に要する経費(ただし、当該事業に係わる土地の取得及び賃借料を除く)
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費

※消費税は補助対象外とする。

<注意事項>

① 補助対象経費の算定等

補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を参考として算定すること。

② 実施設計費を補助対象とする場合

本事業で実施設計費を補助対象にする場合、以下のとおりとする。

- ・ 交付決定日前に契約を行った実施設計については補助対象外とする。
- ・ 実施設計後の一次エネルギー削減率は申請時以上の値となること。なお、交付決定時から一次エネルギー削減率の値が下回る場合は交付決定取消しとなる場合があるので注意すること。

③ 他の補助事業等との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金ならびに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む。)が含まれていないこと。

他の補助事業に申請している事業や、既に他の補助金等の交付を受けている事業は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象設備等を必ず記入する。

(4) 補助対象範囲

補助対象範囲は以下のとおりとする。

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目	
設計費	建築及び設備設計費等	補助事業に必要なものに限る	建築設計、設備設計等の実施設計 ^{※1} 、省エネルギー性能の表示に係わる費用(評価料金、BELSプレート料金) ^{※2}	
設備費	断熱	断熱等(省エネルギー計算ができること)	建物(外皮)性能を向上する場合に限る	高性能断熱材(外装、内装は対象外。)、Low-E複層ガラス、高性能窓、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
		高性能保温材	配管・ダクト保温の交換・新設における高性能保温材	
	空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水機、業務用エアコン(GHP、EHP) ^{※3}
			複数のシステムの組み合わせ	熱回収(熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽)、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
		ポンプ	省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、輻射冷暖房システム等 (標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外。)
	給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯機、排熱回収型ボイラ等 (潜熱回収型給湯器は対象外。給湯機器からカランまでの配管は対象外。)	
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	インバータ制御ファン、モータダンパ等
	照明	照明機器	高効率機器及び器具に限る	LED照明(既存建築物)、制御付LED照明 ^{※4} 、有機EL照明、高輝度型誘導灯(既存建築物)、照度センサ、人感センサ、光ダクト、ミラー集光装置付きトップライト、照明制御盤、制御用配管配線及び付属品等 (屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯等は対象外。)
再エネ他	再生可能・未利用エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽熱、井水・河川水・地熱、地中熱、バイオマス、雪氷、排水熱・廃棄物等 (再生可能エネルギーによる発電は対象外。)	
	コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ(燃料電池を含む)	
	蓄電システム ^{※5}	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤	

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目
設備費	電源	受変電設備	高効率トランス(本体のみ) 第二次トップランナー基準で定められたものに限る
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る
	BEMS (自動制御機器含む)	制御部	制御機器 ^{※6} (センサ、アクチュエータ、コントローラ等)、 盤類 ^{※6} (自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等)、 自動制御関連設備(VAV等)、 計測計量装置(熱量計、CT、電力量計、ガスメータ等)、 制御用配管配線及び付属品
		監視部	中央監視装置(中央監視盤、照明制御盤等)、伝送装置(インターフェース、リモートステーション等)、通信装置(ルータ等)、 制御用配管配線及び付属品
管理部		BEMS装置 ^{※7}	
工事費	工事費 ^{※8}	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る ^{※9※10}	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費 ^{※11} 、工事業者の現場経費 ^{※11} 等 (一般管理費は対象外。)

- ※1 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めない。
- ※2 交付決定日以降に取得したものであること。
- ※3 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分(イ)を満たす機種に限り補助対象とする。
- ※4 在室検知制御、明るさ感知制御、タイムスケジュール制御とする。
- ※5 ・再生可能・未利用エネルギーにより発電された電力を蓄え、有効利用することが可能なシステムに限る。
・蓄電システムに係わる補助対象経費は、申請する事業の補助対象経費全体の20%を上限とする。
- ※6 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。
- ※7 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。
- ※8 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。
- ※9 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。(試掘・残土処分は対象外)
- ※10 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。
補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。
- ※11 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要な不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

補助対象とならない主な部分

- ・ 建築工事、躯体工事
- ・ 省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・ 給排水衛生関係
- ・ 冷蔵／冷凍設備
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策(サーバーのクラウド化等)
- ・ 家電に類するもの
- ・ 内装、家具類(カーテン、ブラインド等を含む)
- ・ 外装仕上げ材、シャッター、雨戸等
- ・ 再生可能エネルギーによる発電(太陽光発電・風力発電等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電設備)
- ・ 遮熱・断熱塗料
- ・ 消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・ 運用にかかる経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない経費等

【補足】ESCO、リース、割賦の取り扱いについて

(1)ESCOの取り扱い

① 保証エネルギー削減量・ペナルティ

ESCO契約において、契約書には保証エネルギー削減量(GJ/年)が明記されていること。
なお、保証エネルギー削減量が未達の場合の明確なペナルティ条項がないESCO契約は認められない。

② ESCOサービス料金

ESCOサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

③ サービス期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とする。なお、ESCO事業者が保有する設備を契約終了後に建築主等に譲渡する契約も認める。この場合、建築主等は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

※シェアード・セービングスESCO事業者に建設役割等を担うものが含まれていて、交付決定日前に建築主等から事業者として指名されている等の場合に、当該建設役割を担うものも補助金の交付申請を行ったものとして取り扱い、利益排除を行う場合等がある。

(2)リースの取り扱い

① リース料金

リース料金から補助金相当分が減額されていること。

② リース期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とする。なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後に建築主等に譲渡する契約も認める。この場合、建築主等は所有権移転後も補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(3)割賦販売の取り扱い

① リース割賦料金

割賦料金から補助金相当分が減額されていること。

② 所有権

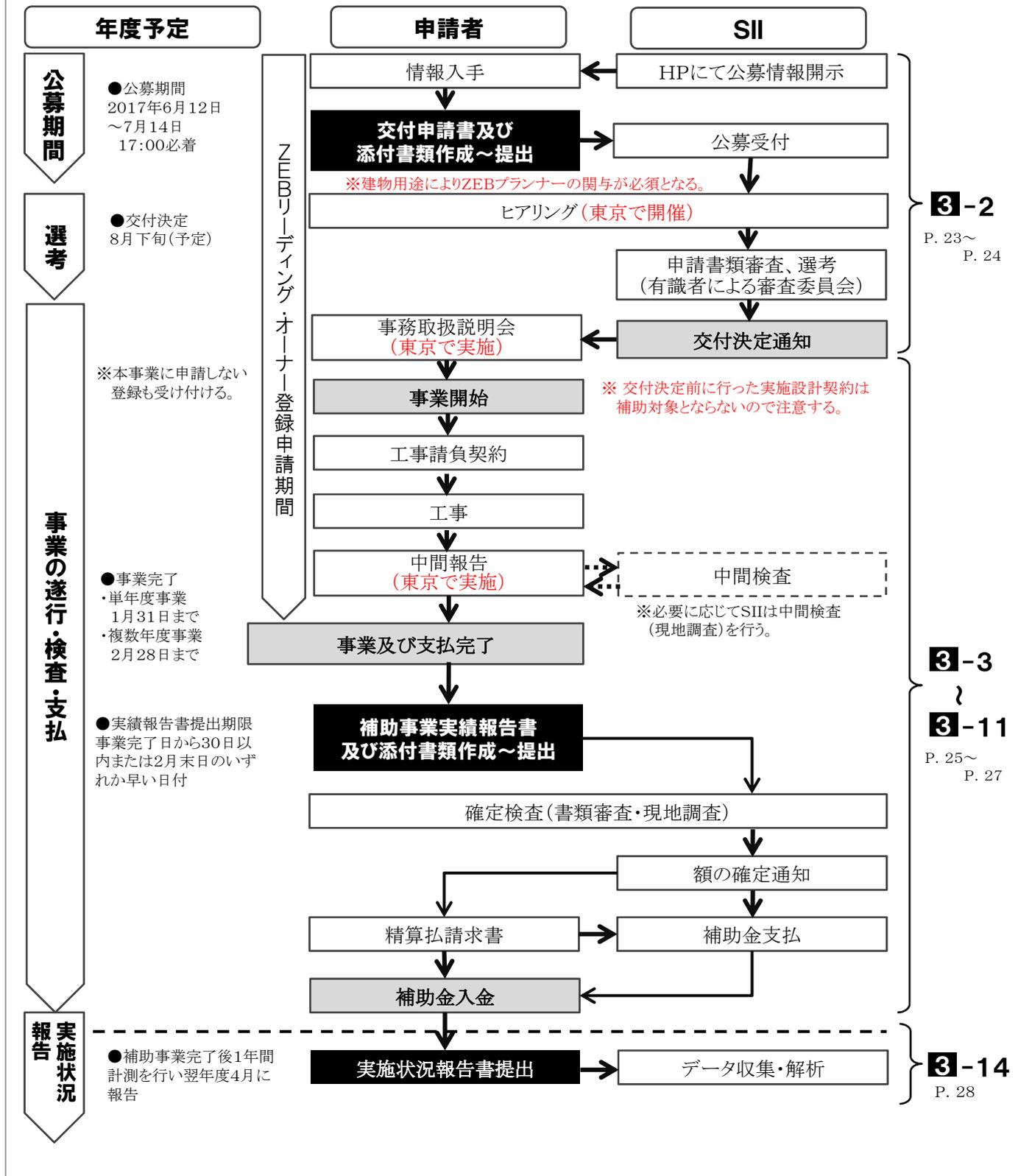
割賦期間が終了した際は、速やかに建築主等に所有権移転が行われる契約内容とする。
なお、建築主等は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

- ・ 補助金相当額が減額されていることを証明する書類として、ESCOサービス料金やリース料金計算書、割賦料金の計算書(内訳書)の月額料の算定根拠により、補助金相当額から利益を得ていないか証明する。
内訳書には元本、金利相当額、固定資産税、保険料、業務手数料等の金額を明記し、契約期間内の内訳推移表を作成すること。
- ・ ESCO、リース、割賦販売の場合は、工事請負業者に対する、工事費の金額支払い完了をもって事業完了とする。

3. 事業の実施

3 事業の実施

3-1 事業スケジュール



3-2 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行う。
SIIのホームページ(<https://sii.or.jp/>)に公募内容を掲載する。

(2) 交付申請

申請者は公募要領を熟読の上、「交付申請の方法」(P. 30～33参照)及び「交付申請書及び添付書類の記入例」(P. 39～62参照)に従い、申請に必要な書類を作成し、原本を公募期間中にSIIへ提出すること。
採択枠一覧表(P. 15参照)において、採択枠「●」「■」の申請には、ZEBプランナーの関与が必須要件となるので注意すること。

(3) 審査

① 審査方針

SIIは提出された申請書類を審査の上、事業内容等について申請者にヒアリングを実施する。(東京で実施)
<審査項目>

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれる。
- 補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものである。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金、ならびに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、誤り等で、審査の継続が不可能であるとSIIが判断した場合は不採択とする。

② 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	内容
ZEB達成度	<ul style="list-style-type: none"> ● 大幅な省エネルギー化と、再生可能エネルギー導入によるエネルギー自立度等
技術性	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒエラルキーアプローチによる、パッシブな建築計画や外皮、設備の高度化等 ● BEMSの内容(計測、チューニングやコンセント負荷の計量、システム制御技術等)
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ● ZEB技術導入に伴うコスト増を踏まえた費用対効果
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の継続性(ISO50001の取得等) ● モデル性(ESCO事業、CASBEEの取得、木材利用、審査委員による加点) ● 評価分析手法 ● ZEB設計ガイドライン作成のための建物の種類等による選考

③ 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

④ 補助事業の選定

ZEB設計ガイドラインにおける建物の用途、規模、地域の多様性等を確保するため、以下の方法により補助事業を選定する。

- 1) 申請を受けた事業について、評価項目ごとに審査基準に定めた配点で総合点を算出する。
- 2) 採択枠一覧表(P. 15参照)の採択枠「○」に申請した補助事業について総合点上位の事業から順に採択候補事業を選出する。
- 3) 採択枠「○」の補助事業を全て採択候補として選出しても事業規模に満たない場合は、採択枠「●」に申請した補助事業について総合点上位の事業から順に採択候補事業を選出する。
- 4) 採択枠「●」の補助事業全て採択候補として選出しても事業規模に満たない場合は、採択枠「■」に申請した補助事業について総合点上位の事業から順に採択候補事業を選出する。
- 5) 以上により選出された採択候補事業を審査委員会に諮り、事業規模の範囲内で(複数年事業に於いては二年度目以降の申請内容も総合的に考慮して)採択事業を決定する。

(4) 交付決定

SIIは、採択事業について交付決定を行う。

交付決定とは、申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付ならびに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。

審査の結果については、交付規程に従って採択、不採択に係わらず申請者に通知する。

(注1) 審査に関する個別の問い合わせについては、一切、応じられないことを了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

(5) 採択事業の公表

- ① SIIに提出された申請や報告の情報(事業者名、事業概要、補助金交付決定額等)は、国またはSIIから公表される場合がある。
なお、交付決定等に関する情報は法人インフォメーション※においてオープンデータとして原則公表される(個人事業主を除く)。
- ② SIIホームページでは、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- ③ 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

※ 「法人インフォメーション」Webサイト:<http://hojin-info.go.jp>

3-3 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始(工事等の契約、発注)が可能となる。なお、交付決定日前に契約・発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。(ESCO事業の補助対象事業部分も例外ではない。)従って、補助対象となる工事等の契約・発注等を行うに当たっては、以下の点に留意する。

- ① 発注日、契約日は、SIIの交付決定日以降とする。
なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難または不相当である場合を除き、原則として交付決定日以降に3社以上の見積り合わせまたは競争入札によって発注先を決定する。
- ③ 補助事業者が専門工事業者を3社以上の見積りにより選定し工事金額を決め、工事管理費用をコストオンして元請会社と工事契約を締結し、元請会社と専門工事業者が決められた工事金額で下請契約をするコストオン契約も可とする。ただし、当該年度の元請から下請業者への当該工事の支払いが完了していないと事業完了とはならず、確定検査での証憑として下請け契約書、請求書、振込証明書も必要となる。なお、コストオンフィーは補助対象外とする。
- ④ 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った3社以上の見積り依頼及び見積・入札結果を認めるが、必ずしも補助事業者として採択されるとは限らないことに留意すること。加えて事業の進め方に関してSIIに事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておくこと。その場合においても工事の契約・着工の開始は必ずSIIの交付決定日以降に行うこと。
- ⑤ 設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ(省エネ評価を含んだもの)により設計者や施工請負業者が決定している場合は、業者決定についてその結果を認める(3社以上の見積りは不要)。ただし、補助対象範囲に関する契約は交付決定日以降とすること。
- ⑥ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にする。
- ⑦ 契約・発注形態は建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可とする。
- ⑧ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。(補助対象部分のみの契約とはしない。) 工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にする。
- ⑨ 当該年度に実施された機械装置購入、工事等については、当該事業年度中に対価の支払いを完了する。
- ⑩ 複数年度に渡る事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにする。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。

採択決定者を対象に、補助事業の遂行についての事務取扱説明会を実施するので必ず出席すること。さらに、必要に応じて、交付決定後に現地調査を実施する場合がある。

3-4 中間報告

補助事業者は、補助事業を開始し補助対象設備・工事の契約締結を行った時点でSIIへ中間報告を行うこと。なお、SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行うことがある。

3-5 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、実施設計費を補助対象とする場合、交付決定時から一次エネルギー削減率の値が下回る場合は、採択取消しとなる場合があるので注意すること。

3-6 省エネルギー性能評価の認証取得

補助事業者は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、『ZEB』、*Nearly ZEB*、*ZEB Ready*いずれかの省エネルギー性能評価の認証を原則として事業完了までに受け、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを補助事業実績報告書と併せて提出すること。

省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、または本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。

第三者の評価による省エネルギー性能表示取得は、原則として申請時と同じ計算方法を用いること。

【参考】国土交通省ホームページ

- 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2017年4月19日)
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- 解説パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001122749.pdf>

3-7 ZEBリーディング・オーナー登録

本事業に採択された補助事業者(建築主)は、事業完了までにZEBリーディング・オーナー登録を完了すること。
※詳しくは「ZEBリーディング・オーナー登録公募要領」を参照すること。

3-8 補助事業の完了

全ての補助対象工事が完了し、補助対象事業が工事請負業者等から引き渡しを受け、かつ、補助対象工事に関する全ての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

※支払いは現金払い(金融機関による振込)で行うこと。(小切手及び、手形払い不可)

3-9 報告及び額の確定

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内またはSIIが定める期日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。
- ② SIIは「補助事業実績報告書」を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- ③ 申請通りの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

3-10 確定検査

確定検査は、補助事業がその目的に適合して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行に当たっては細心の注意を払うこと。

3-11 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

- ① 共同申請の場合、代表申請者に支払う。
- ② 複数事業の組み合わせ申請(一括申請)の場合、補助金支払い先は代表申請者とし、他者は代表申請者に対して受け取るべき補助金の請求書を提出する。
代表申請者はそれらの請求書と精算払請求書を併せてSIIに提出し、SIIはそれら請求書一式の確認をもって代表申請者へ補助金を支払うものとする。

3-12 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部をSIIに納付させることができるものとする。

3-13 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果に係わらず交付決定の修正または取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意する。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

3-14 実施状況の報告

補助事業者は、事業完了後1年間(新築、増築及び改築の建築物が補助対象の事業は2年間)、「実施状況報告書」の提出を必須とする。

補助事業者は、補助対象建築物全体のエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)について、使用量の明細及びBEMSを使用し計測されたデータを元に「実施状況報告書」を作成し、SIIへ提出すること。

提出期限は、エネルギー使用量について計測を行った年度の翌年度4月末とする。

なお、計測の結果エネルギー使用量の実績が申請目標を下回る場合、その要因分析及び改善策をたてSIIへ報告するとともに、補助事業者自身でエネルギー使用状況の改善を行うものとする。

3-15 「ZEB実現に向けたZEB設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、ZEB設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

従って、ZEB設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消または返還を求めることもあるので注意すること。

- 全景写真(またはパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(用途、既存建築物・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEB設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

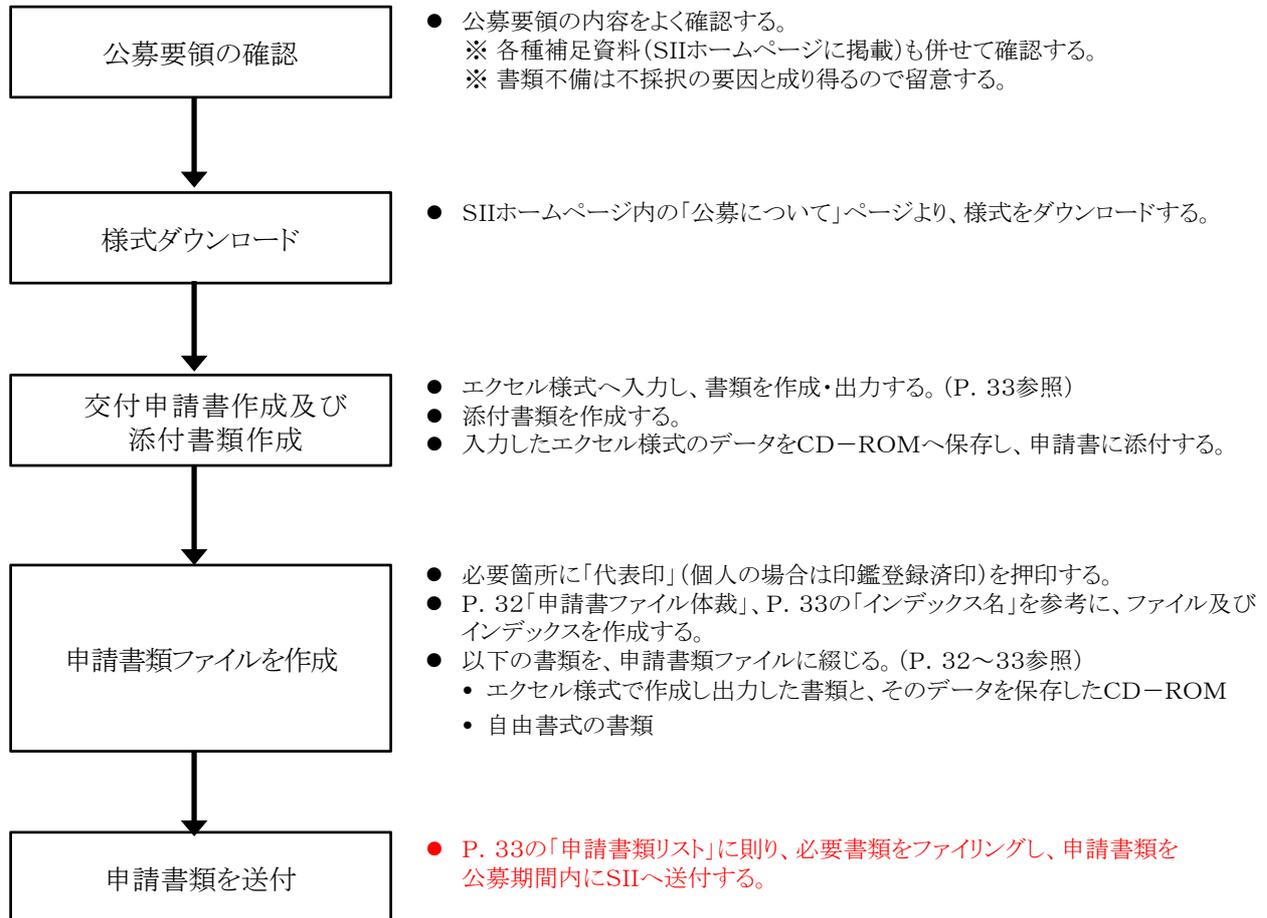
4. 交付申請の方法

4 交付申請の方法

4-1 申請について

(1) 申請の流れ

申請については以下の方法で行う。



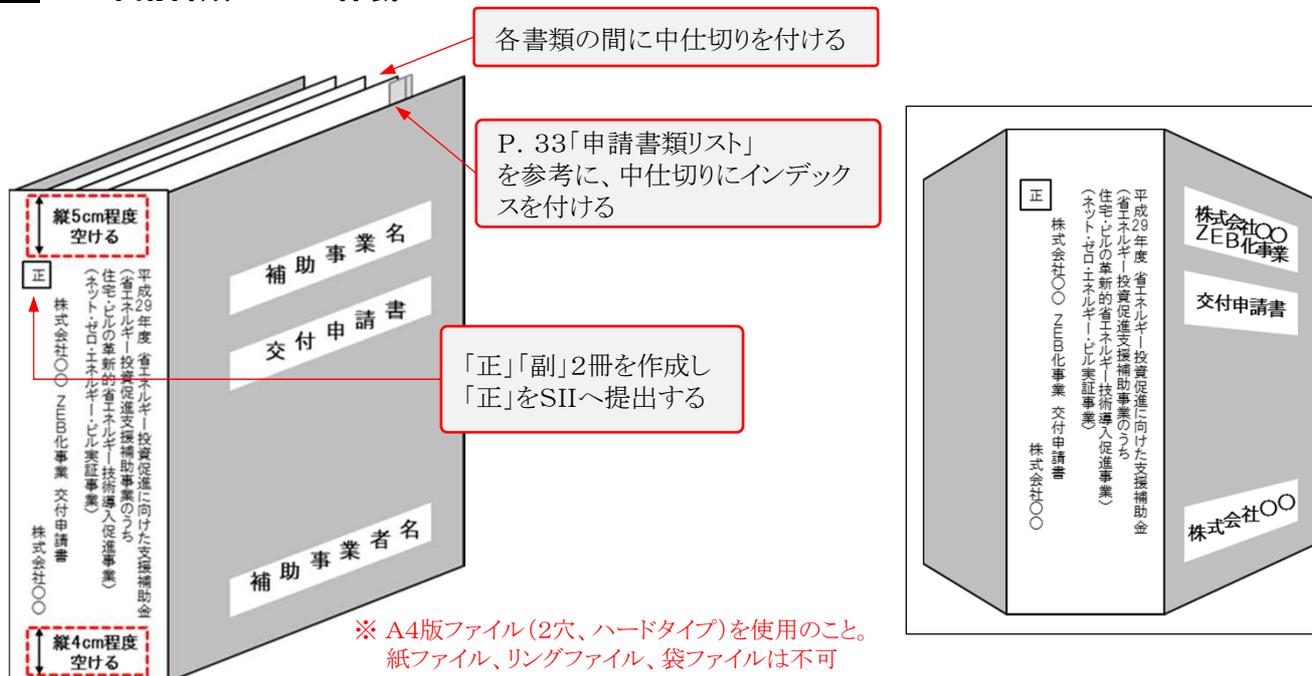
(2) 公募期間

以下の期間で申請の受付を行う。

公募期間 : 2017年6月12日(月)～2017年7月14日(金)17:00必着

事業期間 : 交付決定日(2017年8月下旬)～2018年1月31日(水)まで

4-2 申請書類ファイル体裁



4-3 申請書類提出先及び問い合わせ先

【提出先】 〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル 7階
 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第二グループ ZEB担当宛

「交付申請書在中」と必ず記入すること。送付宛先には略称「SII」は使用しない。

※SIIから申請者に対して申請書類を受理した旨の連絡はしない。配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。

※申請書類のSIIへの持ち込みは受理しない。

【問い合わせ先】 TEL:03-5565-4063 FAX:03-5565-4062

(平日のみ 10:00~12:00、13:00~17:00)

通話料がかかりますのでご注意ください。

4-4 申請書類リスト

補助事業ポータル出力やエクセル様式以外の提出書類は自由書式とする。

インデックス名	書類名	様式	提出区分	特記事項
①チェックシート	提出書類チェックシート(4枚)	エクセル	必須	
②交付申請書	様式第1(2枚)	エクセル	必須	
	(別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分	エクセル	必須	
	(別紙2) 役員名簿	エクセル	必須	
	(別紙3) 交付要件等同意書	エクセル	必須	
	区分所有に係わる書類等	建物所有者の委任状 管理規約・集会の決議議事録等 設備設置承諾書	エクセル 自由 エクセル	該当 該当 該当
③実施計画書	1. 申請者の詳細	エクセル	必須	
	2. システム提案概要(1)	エクセル	必須	A3サイズでカラー印刷
	2. システム提案概要(2)	エクセル	必須	A3サイズでカラー印刷
	3. 事業実施工程	エクセル	必須	
	4. 資金調達計画	エクセル	必須	
	5. 事業予定	エクセル	必須	
	6. 補助事業実施体制	エクセル	必須	
	7. 概略予算書(まとめ)	エクセル	必須	
	概略予算書(全体)(1年目)(2年目)(3年目)	エクセル	必須	
	参考見積書	自由	必須	
(別添1) システム概念図	エクセル	必須	省エネシステムごとに作成しカラー印刷	
(別添2) エネルギー計量計画図	エクセル	必須	カラー印刷	
④会社案内	会社概要書	自由	必須	
⑤事業者登記簿	事業者登記簿謄本(商業登記簿謄本)	原本	必須	個人の場合は印鑑登録証明書を提出
⑥事業実績	事業実績(財務諸表・決算短信等)	写し	必須	直近3年分の事業実績を提出 個人の場合は確定申告書※の写しを提出
⑦建物登記簿等	建物登記簿謄本	原本	必須	
	確認済証の写し	写し	該当	新築で建物登記簿謄本が提出できない場合提出
⑧土地登記簿等	土地登記簿謄本	原本	必須	
	土地賃貸契約書	写し	該当	土地が賃貸の場合は提出
⑨ESCO契約書	ESCO契約書(案)	自由	該当	ESCO利用で申請する場合は提出
	ESCO料計算書	自由	該当	
⑩リース契約書	リース契約書(案)	自由	該当	リース等利用で申請する場合は提出
	リース料計算書	自由	該当	
⑪割賦契約書	割賦契約書(案)	自由	該当	割賦利用で申請する場合は提出
	割賦料計算書	自由	該当	
⑫建物図面	建物案内図	自由	必須	
	建物配置図	自由	必須	
	建物概要	自由	必須	
	建物平面図・各階平面図	自由	必須	
	建物立面図	自由	必須	
	断面図または矩計図	自由	必須	
⑬設計図 (機器表/系統図/平面図/カタログ等)各設備毎に整理する	外皮/空調/換気/照明/給湯/太陽光発電	自由	必須	設備工事ごとに編集しカラー印刷 (例)空調設備・機器表・系統図・平面図 照明設備・機器表・平面図
	コージェネレーション/BEMS/その他	自由	該当	
	その他機器表	自由	該当	
⑭Web計算入力シート	様式0. ~様式8.	WEBプログラムによる書式	必須	
⑮Web計算結果	計算結果	自由	必須	
⑯その他		自由	該当	その他申請に必要な書類がある場合
⑰CD-ROM	本様式(エクセル)	-	必須	H29ZEB_エクセル様式.xlsx
	Web計算入力シート	-	必須	

※確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りした上で送付すること。
(マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う)

必須	提出必須
該当	該当する場合は提出

(注) 赤字は提出必須書類

5. 計算方法

5 計算方法

5-1 エネルギー計算の考え方

次ページのエネルギー消費量計算のフローにより算出を行う。

STEP 1 建築研究所計算支援プログラム（Webプログラム^{※1}）による計算

建物や各設備のデータをWebプログラムに入力し、外皮性能や一次エネルギー消費量を計算する。設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に係わらず建築物エネルギー消費性能基準等^{※2}に記載された外皮性能の算定方法、設計一次エネルギー消費量・基準一次エネルギー消費量の算定方法に基づき算出する。

- このWebプログラムによる計算は通常計算法（標準入力法、主要室入力法）を使用し、モデル建物法は使用しないこと。
- 既に所有している設備や、他の国庫補助金と併願する設備など補助対象外の設備の効率化による省エネルギー量も算入できる。

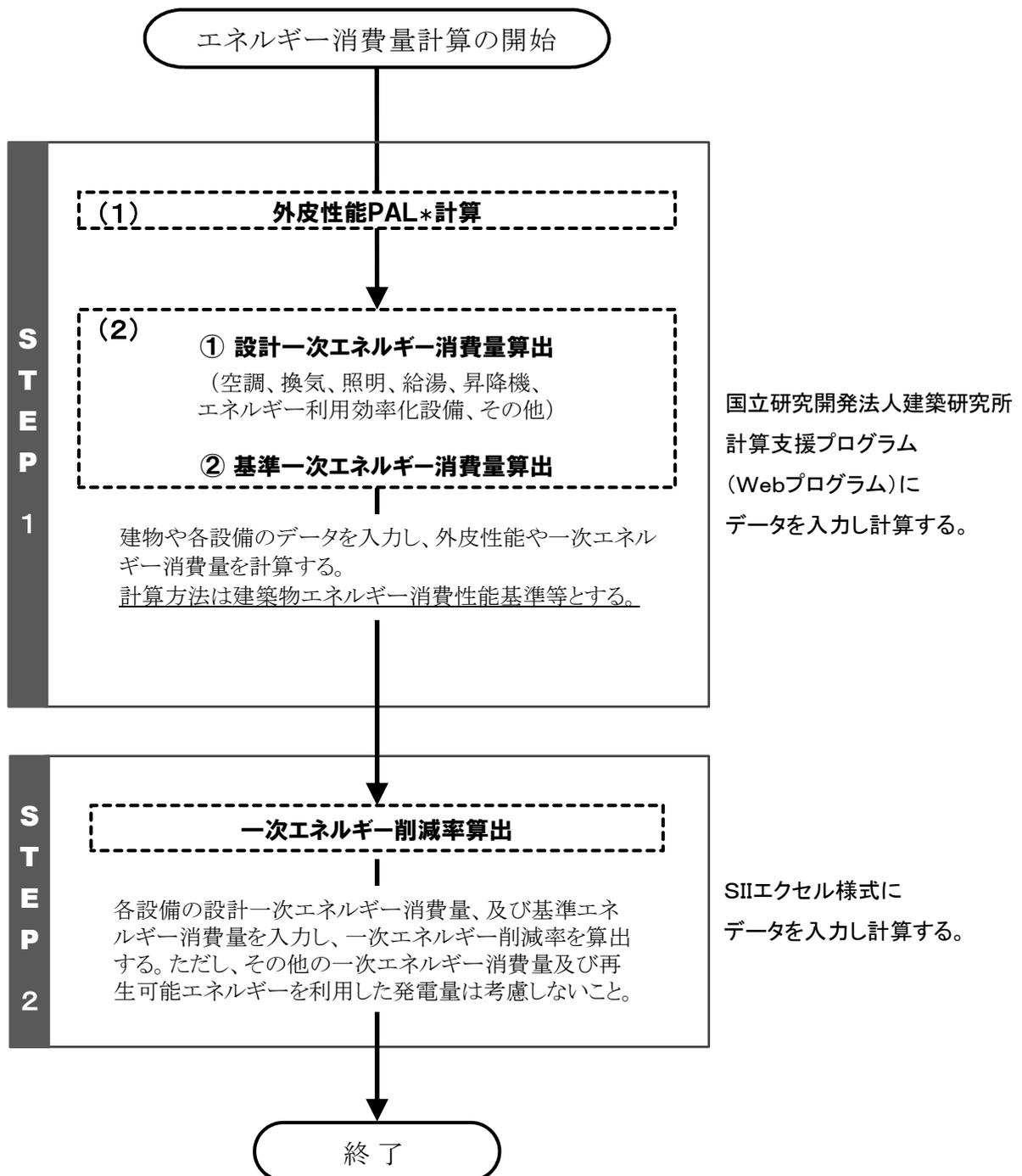
STEP 2 SIIエクセル様式による計算

STEP1で一次エネルギー消費量を算出後、各設備区分ごとに設計一次エネルギー消費量、及び基準一次エネルギー消費量をSIIで配布するエクセル様式に入力し、申請に必要な一次エネルギー削減率を算出する。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しないこと。計算に用いた計算根拠や、入力シート（エクセルファイルを含む）、PAL*、一次エネルギー消費量計算書などの出力結果、その他必要な計算書は申請書類に添付してSIIへ提出すること。

※1 Webプログラムは、国立研究開発法人建築研究所のホームページに公開されている。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令。（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下、「建築物エネルギー消費性能基準等」という。）

エネルギー消費量計算のフロー



5-2 非住宅建築物のエネルギー計算

(1) 外皮性能評価

建築物エネルギー消費性能基準等で算出されたPAL*が、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準第8条で定められた用途及び地域に応じた下表1に掲げる数値以下であること。

表1. PAL* 基準値

建物用途		基準値 (単位: MJ/㎡・年)								
		1地域	2地域	3地域	4地域	5地域	6地域	7地域	8地域	
(1)	事務所等	480	480	480	470	470	470	450	570	
(2)	ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
		宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
(3)	病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
		非病室部	460	460	460	450	450	450	440	650
(4)	百貨店等	640	640	640	720	720	720	810	1290	
(5)	学校等	420	420	420	470	470	470	500	630	
(6)	集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
		体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000

(2) エネルギー計算

① 設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量(E_T)は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める設計一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと(空調(E_{AC})、換気(E_V)、照明(E_L)、給湯(E_W)、昇降機(E_{EV})、エネルギー利用効率化設備(PV+コージェネ)(E_S)、その他(E_M))の設計一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

(その数値の単位をGJ/年で表示する場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)

$$E_T = E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M$$

② 基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量(E_{ST})は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める基準一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと(空調(E_{SAC})、換気(E_{SV})、照明(E_{SL})、給湯(E_{SW})、昇降機(E_{SEV})、その他(E_M))の基準一次エネルギー消費量から算出された数値とする。

(その数値の単位をGJ/年で表示する場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)

$$E_{ST} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M$$

S
T
E
P
2

一次エネルギー削減率

建物全体の一次エネルギー消費量を50%以上削減できること。ただし、その他の一次エネルギー消費量及び再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。一次エネルギー削減率は、以下の式による。(各消費量の単位はMJ/年で削減率を計算し、%で表示した削減率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる)

一次エネルギー削減率

$$= 1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}(E_T) - \text{その他}(E_M) + \text{エネルギー効率化設備}(PV)(E_{s^*})}{\text{基準一次エネルギー消費量}(E_{sT}) - \text{その他}(E_M)}$$

E_{s^*} は再生可能エネルギーを利用した発電に限る

終了

6. 交付申請書及び添付書類の記入例

6 交付申請書及び添付書類の記入例

① チェックシート / 提出書類チェックシート (1/4)

申請書類の詳細(作成方法)は「交付申請の手引き※」を参照
※IIホームページからダウンロード

提出書類チェックシート

提出ファイル形式、書式	申請者確認
正本(正)・副本(副)2冊を作成し、(正)に原本、(副)にコピーを綴じていますか	✓
A4(2穴・ハードタイプ)ファイル1冊にまとめていますか(紙ファイル、リングファイル、袋ファイルは不可)	✓
ファイル表紙及び背表紙に、事業名・事業者名を明記していますか	✓
ファイル表紙及び背表紙に、正しい補助金の名称が明記していますか	✓
A4・黒文字・片面印刷で出力(入力箇所の色もとる)を基本とし、出力方法に指定のあるものは指定に準じていますか	✓
赤字の書類名毎にインデックス(タイトル)を付けた中仕切りを入れていますか	✓

●=エクセル

書類名	チェック項目	様式	必須/該当	内 容	申請者確認
①提出書類チェックシート(4/4)		●	必須	申請者によるチェック済のものをファイリングしていますか	✓
② 交付申請書	申請日	●	必須	公募期間内の日付を記入していますか	✓
				自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
	申請者住所			自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
	番地表記、漢数字・算用数字、その他「商業登記簿謄本」と一致していますか			✓	
	申請者名称			自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
	商業登記簿謄本に記載の商号・名称と一致していますか 略等、略表示はしない			✓	
	代表者氏名・役職名			自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
	商業登記簿謄本に記載の代表者名、役職と一致していますか			✓	
	押印			申請者全員の押印(登録印)がされていますか	✓
	様式第1(2/2)			補助事業の名称	必須
補助事業の目的		該当	ESCO事業の場合は、ESCOの文字を入れていますか	✓	
補助金交付申請額(当年度分)		必須	補助事業の目的は記入していますか	✓	
完了予定年月日		必須	自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓	
(複数年度の場合)最終事業完了予定日		該当	(自動反映) 単年度事業は平成30年1月31日以前の日付となっていますか 複数年度事業は平成30年2月28日以前の日付となっていますか	✓	
(別紙1)補助対象経費の配分	補助事業に要する経費 補助対象経費	●	必須	自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
(別紙2)役員名簿	役員名簿	●	必須	添付の商業登記簿謄本に記載の役員名簿と整合がとれていますか	✓
(別紙3)交付要件等同意書	同意欄	●	必須	✓が全て記入されていますか	✓
	申請者			自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
	押印			申請者全員の押印(登録印)がされていますか	✓
建物所有者の委任状	委任者	●	該当	建物登記簿謄本に記載の区分所有者(建物所有者)および議決権の各4分の3以上の賛成がとれていますか	✓
	受任者			「交付申請書」に明記されている者が受任者として記載されていますか	✓
管理規約・集会の決議議事録等		自由		本補助金の交付申請について、管理規約に基づいた集会の決議がされ、承認されていることが確認できる議事録や管理規約等が添付されていますか	✓
設備設置承諾書	建物所有者	●	該当	建物登記簿謄本に記載の建物所有者全員の承諾がとれていますか	✓
	設置される設備の概要			設置される設備の概要(別紙可)を明記していますか	✓
	処分制限を受ける期間			処分制限を受ける期間(設備の法定耐用年数)は、導入する設備の法定耐用年数が一番長いものに合わせて記入していますか	✓

① チェックシート / 提出書類チェックシート (2/4)

書類名	チェック項目	様式	必須/ 該当	内 容	申請者 確認	
③ 実施計画書	1.申請者の詳細	(1)申請者概要	●	必須	申請者の情報が全て記入されていますか(商業登記簿謄本と整合をとる)	✓
		(2)申請者の業務実績			「⑥事業実績」に添付の決算報告書等と整合がとれていますか	✓
		(3)補助事業担当者情報			電話番号・FAX番号・E-mailアドレスを明記していますか	✓
	2.システム提案概要 (1)	建物概要	●	必須	A3・カラー印刷されていますか	✓
					自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
	システム提案概要 (2)	システム概要図	●	必須	建物登記簿の住所ではなく、郵便物が届く住所を記入していますか(新築の場合は仮住所も可)	✓
					「確認済証(または確認通知書)」に記載の延床面積と整合がとれていますか(既存建築物で建築確認の延床面積が不明な場合は建物登記簿に記載の延床面積と整合がとれますか)	✓
					A3・カラー印刷されていますか	✓
	3.事業実施工程	補助事業(全体)の開始及び完了予定日	●	必須	システム全体の概要図・BEMSの系統がわかる図を記載されていますか	✓
		補助事業(当該年度)の開始及び完了予定日			補助対象設備を赤でマーキングされていますか 複数年度事業は、1年目:赤、2年目:青、3年目:緑 に色分けする	✓
		スケジュール表			最終年度の事業完了予定日(支払完了日)が記載されていますか ・単年度事業は「平成30年1月31日以前」 ・2年度事業は「平成31年1月31日以前」 ・3年度事業は「平成32年1月31日以前」 を事業完了日とする 当該年度の事業完了予定日(支払完了日)が記載されていますか ・単年度事業は「平成30年1月31日以前」 ・複数年度事業は「平成30年2月28日以前」 を事業完了日とする 支払完了日は事業の完了日とし、表の中に記入されていますか	✓
	4.資金調達計画	(1)資金調達計画	●	必須	複数年度事業の場合、年度毎に作成されていますか <平成30年度><平成31年度>	✓
		(2)補助事業に要する経費			合計金額は各事業年度の補助事業に要する経費と整合がとれていますか	✓
		(3)他の補助金に関する事項			自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
		(4)ESCO/リース/割賦等の契約予定			他の補助金を利用する予定、または利用している場合、その補助金名と内容を記入していますか ESCO/リース/割賦等の契約予定の有無を選択していますか	✓
	5.事業予定	当該年度完了日	●	必須	自動反映されている情報に誤りはありませんか	✓
		最終年度完了日			建築工事契約、着工、竣工、補助対象工事契約、それぞれの予定があれば記入していますか	✓
		年月日			ZEBプランナーに関する情報を記入していますか	✓
	6.補助事業実施体制	実施体制	●	必須	ZEBプランナーに関する情報を記入していますか	✓
					補助事業に関する社内外の管理体制の一覧が添付されていますか	✓
					申請者が複数の場合、申請者間の関係が明記されていますか	✓
	7.概略予算書 (まとめ)	金額	●	必須	ZEBプランナーが関与する場合、その関係がわかるように示していますか	✓
		蓄電システムの割合			自動反映元の「7.概略予算書(全体)(1年目)(2年目)(3年目)」それぞれの金額と整合がとれていますか	✓
		補助対象経費(1年目)の割合			蓄電システムは補助対象経費(全体)の20%以下になっていますか(蓄電システムを導入しない場合は0%) 複数年度事業の場合、1年目の補助対象経費は、全体の補助対象経費の1/2以上になっていますか	✓
7.概略予算書 (全体) (1年目) (2年目) (3年目)	参考見積書	●	必須	省エネシステムごとに記載されていますか	✓	
				機器、工事等の省エネシステム毎に記載した予算内訳書(エクセルシート内)が添付されていますか	✓	
(別添1) システム概念図		●	必須	主要機器、工事の参考見積書が添付されていますか	✓	
				新設のシステムは「導入前」を削除し、「導入後」欄を拡大して記入していますか	✓	
(別添2) エネルギー計量 計画図		●	必須	補助対象部分は、赤でマーキングされていますか 複数年度事業は、 1年目:赤、2年目:青、3年目:緑 に色分けすること	✓	
				カラー印刷されていますか	✓	
				凡例等を用いてわかりやすく記載されていますか	✓	
				計量区分ごとに計量メータの記述がされていますか	✓	

① チェックシート / 提出書類チェックシート (3/4)

書類名	チェック項目	様式	必須/ 該当	内 容	申請者 確認
④ 会社案内	会社概要書	自由	必須	会社概要書(会社案内等)が添付されていますか	✓
				共同申請の場合は申請者全員分が添付されていますか	✓
⑤ 事業者登記簿	履歴事項全部証明書	原本	必須	3カ月以内発行の「履歴事項全部証明書」の原本(現在事項全部証明書は不可)が添付されていますか	✓
	日付			共同申請の場合は申請者全員分を添付していますか	✓
⑥ 事業実績	財務諸表・決算短信等	自由	必須	直近3年分の財務諸表(上場企業は期末の決算短信)を添付していますか	✓
	日付	写し		共同申請の場合は申請者全員分を添付していますか	✓
⑦ 登記簿等	発行日	原本	必須	既存建築物の場合、発行から3カ月以内の原本を添付していますか	✓
	確認済証	写し		既存建築物の場合で「確認済証(または確認通知書)」の写しがある場合は添付していますか	✓
⑧ 土地登記簿等	発行日	原本	必須	新築の場合、「確認済証」の写しを添付していますか 登記後、建物登記簿謄本(原本)を提出すること	✓
	契約期間	写し		発行から3カ月以内の原本を添付していますか	✓
⑨ ESCO契約書	ESCO契約書(案)	自由	該当	借主・貸主を明記(押印不要)していますか	✓
	ESCO料計算書	自由	該当	以下の条項や記載部分をマーカー等で色付けし明確にしていますか 削減保証量及びその削減量が達成出来なかった場合の罰則条項を記載していますか 補助金の交付を前提とした付随条項がある場合には、その内容を明記していますか ESCOサービス期間終了後の設備の管理責任を明確にしていますか	✓
⑩ リース契約書	リース契約書(案)	自由	該当	借主・貸主を明記(押印不要)していますか 以下の条項や記載部分をマーカー等で色付けし明確にしていますか 補助金の交付を前提とした付随条項がある場合には、その内容を明記していますか リース期間終了後の設備の管理責任を明記していますか	✓
	リース料計算書	自由	該当	補助事業に要する経費(リース料総額)・補助金申請額・リース期間・リース料・元本・金利・固定資産税等の金額・保険・手数料等の内容について、補助金がある場合と無い場合で比較した計算書が添付されていますか	✓
⑪ 割賦契約書	割賦契約書(案)	自由	該当	借主・貸主を明記(押印不要)していますか 条項をマーカー等で色付けし明確にしていますか 補助金交付を前提とした付随条項がある場合、その内容を明記していますか 割賦期間についての条項をマーカー等で色付けしていますか 割賦期間終了後の設備の管理責任を明記していますか	✓
	割賦料計算書	自由	該当	補助事業に要する経費(割賦料総額)・補助金申請額・割賦期間・割賦料・元本・金利等の内容について、補助金がある場合と無い場合で比較した計算書が添付されていますか	✓

① チェックシート / 提出書類チェックシート (4/4)

以下、次の形式での出力とする

- ◎ 建物図面、設計図 ……A3サイズ、カラー・片面印刷
- ◎ 各種計算書 ……A4サイズ、黒字・片面印刷

書類名	必須/ 該当	内 容	申請者 確認
⑫ 建物図面	建物案内図	建築物の住所、最寄駅からのアクセス、方位、道路及び目標となる建築物を明記していますか(地図はインターネット地図でも可)	✓
	建物配置図	縮尺、方位、住所、敷地面積等を記入していますか	✓
		敷地境界線を示し、該当する建物を赤でマーキングし、申請に係る建築物と他の建築物との区別を明示していますか	✓
	建物概要	住所・敷地面積・建物用途・構造・階数・延床面積を記入していますか	✓
		複数の用途を有する建築物の場合、用途別床面積の一覧を添付していますか	✓
	建物平面図・各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、色塗り等で断熱材の配置を明示していますか ※建具記号を記入したキープランと兼ねても可	✓
	建物立面図	東西南北の四面とし、縮尺、階高と建物の高さ、開口部仕様等を記入していますか	✓
断面図または矩計図	縮尺、床下、床、外壁、開口部、天井、屋根その他断熱性を有する部分について色塗り等で断熱材位置を図示していますか	✓	
⑬ 設計図	※各図面にインデックスをつける	単年度事業は、補助対象の設備機器などを赤色でマーキングしていますか 複数年度事業は、補助対象の設備機器などを1年目は赤色、2年目は青色、3年目は緑色に色分けしてマーキングしていますか また、複数年度事業で1年目に設備機器類だけ導入し、2年目に工事を行う場合は、1年目は機器表・機器リストを赤色、設計図の設備機器や配線・配管などを青色で色分けし、設計図に「工事のみ」と注記 各ZEB化設備、BEMSの機器のカタログは、該当ページのコピーを添付していますか	✓
	機器表	ZEB化設備、BEMSの品番、仕様、台数、制御方法などを記入していますか	✓
	系統図	該当 ZEB化設備、BEMSの設計上、必要に応じて作成していますか	✓
	平面図	必須 ZEB化設備、BEMSの機器の配置を明示していますか	✓
	外皮 ・空調 ・換気 ・照明 ・給湯	・太陽光発電 ・コージェネレーション ・BEMS ・その他	
⑭ Web計算入力シート	様式0.	必須 基本情報入力シートを添付していますか	✓
	様式1.	必須 (共通条件) 室仕様入力シートを添付していますか	✓
	様式2-1.	該当 (空調) 空調ゾーン入力シートを添付していますか	✓
	様式2-2.	該当 (空調) 外壁構成入力シートを添付していますか	✓
	様式2-3.	該当 (空調) 窓仕様入力シートを添付していますか	✓
	様式2-4.	該当 (空調) 外皮仕様入力シートを添付していますか	✓
	様式2-5.	該当 (空調) 熱源入力シートを添付していますか	✓
	様式2-6.	該当 (空調) 二次エネルギー入力シートを添付していますか	✓
	様式2-7.	該当 (空調) 空調機入力シートを添付していますか	✓
	様式3-1.	該当 (換気) 換気対象室入力シートを添付していますか	✓
	様式3-2.	該当 (換気) 給排気送風機入力シートを添付していますか	✓
	様式3-3.	該当 (換気) 換気代替空調機入力シートを添付していますか	✓
	様式4.	該当 (照明) 照明入力シートを添付していますか	✓
	様式5-1.	該当 (給湯) 給湯対象室入力シートを添付していますか	✓
	様式5-2.	該当 (給湯) 給湯機器入力シートを添付していますか	✓
	様式6.	該当 (昇降機) 昇降機入力シートを添付していますか	✓
	様式7-1.	該当 (効率化) 太陽光発電システム入力シートを添付していますか	✓
	様式7-2.	該当 (効率化) コージェネレーションシステム入力シートを添付していますか	✓
	様式8.	該当 (空調) 非空調外皮仕様入力シートを添付していますか	✓
	エクセルシート	必須 上記様式のエクセルシートを添付していますか	✓
⑮ Web計算結果	必須	省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
	必須	PAL*算出結果を添付していますか	✓
	必須	PAL*の計算結果を添付していますか	✓
	該当	空調のエネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
		換気のエネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
		照明のエネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
		給湯のエネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
		昇降機のエネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
		効率化(太陽光発電)のエネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
		効率化(コージェネレーション)のエネルギー消費量計算結果を添付していますか	✓
⑯その他	該当	その他、事業の説明に必要な補足説明資料を添付していますか (プロポーザル決定通知書等)	✓
⑰CD-ROM	必須	作成したデータ「エクセル様式」と「Web計算入力シート」を収録し、補助事業の名称と補助事業者名を明記していますか	✓

② 交付申請書 / 様式第1 (1/2)

様式第1

番号

平成 29 年 ○ 月 ○ 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申請者1	住 所	東京都中央区○○町○○丁目○番○号	
	名 称	○○○株式会社	印
	代表者等名	代表取締役 環境 太郎	
申請者2	住 所	東京都中央区××町××丁目×番×号	
	名 称	株式会社×××	印
	代表者等名	代表取締役 西部 進	
申請者3	住 所	東京都中央区△△町△△丁目△番△号	
	名 称	△△△株式会社	印
	代表者等名	代表取締役 共創 梅子	

平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)
交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

② 交付申請書 / 様式第1 (2/2)

記

1. 補助事業の名称

〇〇〇株式会社本社ビルZEB化事業

2. 補助事業の目的

弊社は、今年で創業200周年を迎えるため、その記念として老朽化した本社ビルを建て替え、新しく本社ビルを建設することとした。省エネ設備・システム等を積極的に導入し、ZEB認証取得後は、社外向けのホームページ、会社案内等に積極的に掲載し、ZEB化ビルのPRに努めていく。

3. 補助事業の実施計画

別添の実施計画書による

4. 補助金交付申請額(当年度分)

(1) 補助事業に要する経費 229,701,403 円

(2) 補助対象経費 183,499,400 円

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分(別紙1)

6. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始年月日 : 交付決定日

(2) 完了予定年月日 : 平成30年1月31日

(最終事業完了予定日 : 平成30年1月31日)

(注) 1. この申請書には、以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- (2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (3) 申請者の役員名簿(別紙2)
- (4) その他当法人が指示する書面

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

② 交付申請書 / (別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位:円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
設計費	3,500,000	2,300,000		1,533,333
設備費	123,770,063	110,868,060	2/3	73,912,040
工事費	102,431,340	70,331,340		46,887,560
合 計	229,701,403	183,499,400		122,332,933

※補助金額(補助対象経費区分ごと)は、小数点以下(1円未満)を切り捨てとする。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

② 交付申請書 / (別紙3) 交付要件等同意書

(別紙3)		交付要件等同意書
以下の同意事項の内容に同意します。		
1. 交付要件について	同意欄	
本事業の交付要件と交付規程について、全て確認し、了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
2. 暴力団排除について		
交付規程(別紙)記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
3. 事業期間について		
交付決定通知を受けた後に本事業を開始することを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
補助金に係る工事の完了予定日および工事代金の支払完了予定日が事業期間内であることを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
4. 提出書類一式について		
申請書、中間報告書、確定検査資料及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入を行わないことを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により『ZEB』、Nearby ZEB、ZEB Ready いずれかの省エネルギー性能評価の認証を、原則として事業完了までに受けることを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
5. 「ZEB実現に向けたZEB設計ガイドライン作成」のための情報開示について		
ZEB設計ガイドライン作成のため、補助対象建築物のZEBに資する設計情報を開示することを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
6. 事業の広報について		
SIIはZEBの普及を促進するため、補助事業者からのZEBに資する情報をセミナー、ホームページ等で引用、紹介する場合がありますことを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
7. ZEBリーディング・オーナー登録について		
補助事業として採択された後、事業完了までに「ZEBリーディング・オーナー」に登録完了することを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
8. 法人インフォメーション掲載について		
補助金の交付決定等に関する情報(事業者名、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、法人インフォメーションに原則掲載されることを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
9. 実施状況の報告について		
補助事業完了後、事業完了後1年間(新築、増築及び改築の建築物が補助対象の事業は2年間)のエネルギー使用状況と、ZEBに資する技術の導入効果等を分析、自己評価して、「実施状況報告書」としてSIIに提出しなければならないことを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
10. 財産処分制限期間と適化法について		
補助対象となる設備等には財産処分の制限期間があり(交付規程第21条2項)、制限期間内に処分・売却等を行う場合は、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出しその承認を受けなければならないが、万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、交付決定を取り消し、補助金の返還(交付規程第20条3項)となる可能性があることを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
11. 複数年度事業について	※複数年度事業の場合のみチェックしてください。	
本年度の交付決定は、翌年度以後の交付決定を保証するものではないことを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
翌年度以後において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合がある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること、及び、途中で事業を中止した場合には、SIIは原則として既に交付した補助金の返還が必要となる場合があることを了承している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
※必ず申請者自身で内容をよく確認したうえで同意欄にチェックを入れてください。		
※同意欄のチェックに不足がある場合は、交付申請を受理できませんので予めご了承ください。		
以上の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で記名・押印します。		
申請者1	名 称 ○○○株式会社 代表者等名 代表取締役 環境 太郎	印
申請者2	名 称 株式会社××× 代表者等名 代表取締役 西部 進	印
申請者3	名 称 △△△株式会社 代表者等名 代表取締役 共創 梅子	印

② 交付申請書 / 区分所有に係わる書類 建物所有者の委任状

委任状

1. 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)より公募があった「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)に申請する「○○○○○○○○○○○○○○○○ZEB化事業」の補助事業に関し、当該建物の区分所有者である○○○○○○○○(以下「委任者」という。)は区分所有法に規定される(管理者・管理組合法人)である○○○○○○○○(以下「受任者」という。)を申請者として専任することに同意し、今後の補助事業の遂行にかかわる一切の業務について委任者は受任者に委任するものとする。
2. 委任者及び受任者はSIIが定めた「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)交付規程」を遵守し、協議事項について双方が誠意をもって問題解決に努める。
3. 万一、委任者、受任者間に係争が生じた場合においても、委任者は受任者の行った行為に対し、SIIに一切の苦情・請求は行わない。

上記事項の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印し、原本1通をSIIに提出するとともに、残り1通は受任者が保管し、受任者は写しを委任者に配布する。

以上

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

	住 所	東京都中央区○○町○○丁目○番○号
委任者	名 称	株式会社○○○○○
	代表者等名	代表取締役 ○○ ○○



	住 所	東京都中央区○○町○○丁目○番○号
受任者	名 称	○○○株式会社
	代表者等名	代表取締役 ○○ ○○○



③ 実施計画書 / 1. 申請者の詳細

実施計画書

1. 申請者の詳細

(1) 申請者概要

申請者
1

フリガナ	〇〇〇カブシキガイシャ		
申請者名	〇〇〇株式会社		
法人番号(13桁)	1234567890123		
代表者役職	代表取締役		
フリガナ	カンキョウ	タロウ	
代表者	氏 環境	名 太郎	
住 所	〒 104 - 0000	都道府県 東京都	市区町村 中央区
	〇〇町〇〇丁目〇番〇号		

(2) 申請者の業務実績に関する事項 (直近1年間の業務実績)

(単位：円)

事業報告期間	平成 28 年 4 月 1 日 ~		平成 29 年 3 月 31 日	
資産合計	9,659,707,000	売上高	4,678,605,000	
負債合計	1,213,691,000	経常利益	450,788,000	
純資産合計	8,446,016,000	当期純利益	303,008,000	

(3) 補助事業担当者情報

代表担当者	○	← 共同申請の場合、本補助事業の代表担当者に丸印がついていること		
所属部署	経営管理部施設課			
担当者役職	施設グループ長			
フリガナ	カンキョウ	〇〇		
担当者	氏 環境	名 〇〇		
住 所	〒 104 - 0000	都道府県 東京都	市区町村 中央区	
	〇〇町〇〇丁目〇番地〇号			
電話番号	03 - 0000 - 0000			
FAX番号	03 - 0000 - 0000			
携帯電話番号	090 - 0000 - 0000			
E-MAIL	t-kankyuu		@ zebzeb.co.jp	

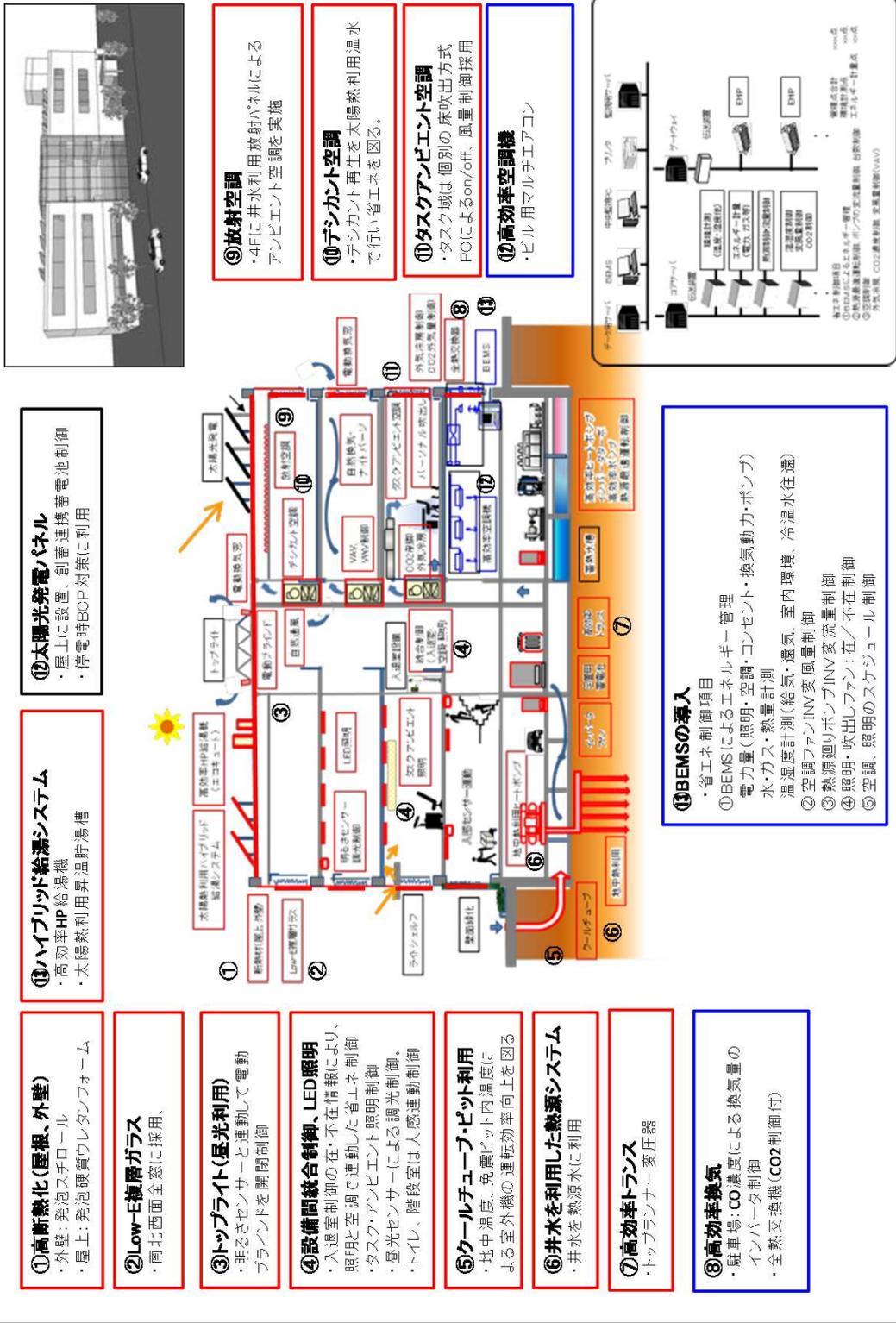
(注) 共同申請の場合は、各申請者分記載し、本ページの後ろに添付すること

③ 実施計画書 / 2. システム提案概要(2)

A3カラー印刷

2. システム提案概要(2) 平成29年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

補助事業者名 〇〇〇株式会社/株式会社X X X / △△株式会社



③ 実施計画書 / 3. 事業実施工程

3. 事業実施工程

補助事業(全体)の開始及び完了予定日

開始年月日 交付決定日
完了予定年月日 平成 30 年 1 月 31 日

補助事業(当該年度)の開始及び完了予定日

開始年月日 交付決定日
完了予定年月日 平成 30 年 1 月 31 日

スケジュール表 <平成29年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建築工事			■									
業者選定、契約						■	■				支払 1/31	
建築・設備設計						■						
ZEB工事							■					
試運転調整										■		

スケジュール表 <2年度以降>

	平成 30 年度						平成 31 年度					

③ 実施計画書 / 5. 事業予定 6. 補助事業実施体制

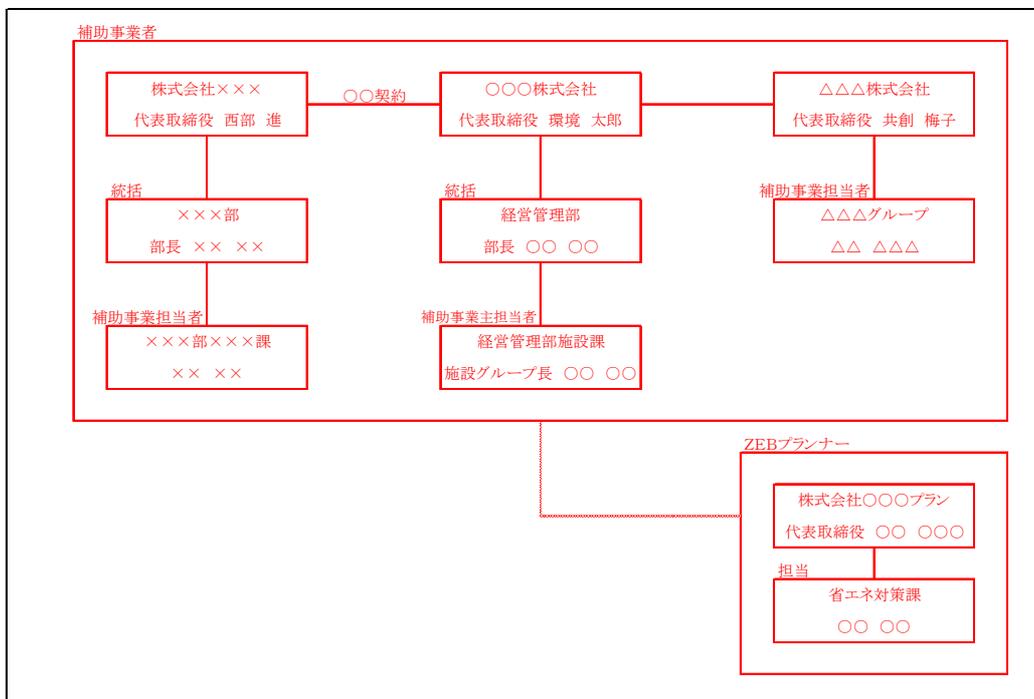
5. 事業予定

建築工事契約	平成 29 年 6 月 19 日	補助対象工事契約	平成 29 年 10 月 11 日
着工	平成 29 年 6 月 26 日	当該年度完了日	平成 30 年 1 月 31 日
竣工	平成 30 年 3 月 23 日	最終年度完了日	平成 30 年 1 月 31 日

設計者	法人名称	株式会社〇〇〇設計事務所			代表者名	〇〇 〇〇		事業内容	設計
	住所	〒 104 - 0000	都道府県	東京都	市区町村	中央区 〇〇一丁目〇番〇号			
建築工事	法人名称	×××株式会社			代表者名	×× ××		事業内容	施工
	住所	〒 104 - 0000	都道府県	東京都	市区町村	中央区 ××一丁目×番×号			
コンサルタント	法人名称	株式会社△△△			代表者名	△△ △△△		事業内容	コンサルティング
	住所	〒 104 - 0000	都道府県	東京都	市区町村	中央区 △△一丁目△番△号			

ZEBプランナー	関与	必須	法人名称	株式会社〇〇〇プラン	登録番号	登録申請中
----------	----	----	------	------------	------	-------

6. 補助事業実施体制



(注) ・組織図等で事業体制を示す。

- ・申請者が複数の場合は、申請者間の関係がわかるようにする。
- ・ESCO事業及びびりーす事業の場合は、申請者間の関係にその旨を明記する。
- ・ZEBプランナーが関与する場合、その関係がわかるようにする。
- ・プロポーザルコンペ事業・PFI事業の場合は、その事業体制を示す。

③ 実施計画書 / 7. 概略予算書(まとめ)

7. 概略予算書(まとめ)

概略予算書(全体)

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
設計費	3,500,000	2,300,000	1,200,000	1,533,333
設備費	123,770,063	110,868,060	12,902,003	73,912,040
工事費	102,431,340	70,331,340	32,100,000	46,887,560
合計	229,701,403	183,499,400	46,202,003	122,332,933

蓄電システムの補助対象経費(全体)	9,174,970
補助対象経費(全体)に対する蓄電システムの割合	5.00%

※蓄電システムは補助対象経費(全体)の20%以下とすること

概略予算書(1年目)

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
設計費	3,500,000	2,300,000	1,200,000	1,533,333
設備費	123,770,063	110,868,060	12,902,003	73,912,040
工事費	102,431,340	70,331,340	32,100,000	46,887,560
合計	229,701,403	183,499,400	46,202,003	122,332,933

補助対象経費(全体)に対する補助対象経費(1年目)の割合	100.00%
------------------------------	---------

※複数年度事業の場合、初年度の補助対象経費は、全事業年度の補助対象経費の総額の1/2以上とすること。

概略予算書(2年目)

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
設計費	0	0	0	0
設備費	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

概略予算書(3年目)

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金額
設計費	0	0	0	0
設備費	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

複数年度事業の場合は各年度ごと「(1年目)、(2年目)、(3年目)」の概略予算書と、その合計「(全体)」の概略予算書を作成する

③ 実施計画書 / 7. 概略予算書(全体)

集計表

7. 概略予算書(全体)

経費区分	名称	型式	単位	交付申請時						備考	
				単価	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助対象外経費		
					数量	金額	数量	金額	数量		金額
(集計)											
	I. 設計費	合計	式	1	3,500,000	1	2,300,000	1	1,200,000		
	II. 設備費										
空調	1.高効率機器 空調機の導入		式	1	17,065,000	1	17,065,000	0	0		
照明	2.高効率機器 照明設備の導入		式	1	7,992,900	1	7,992,900	0	0		
BEMS	3.BEMSの導入		式	1	1,810,160	1	1,810,160	0	0		
〇〇	4.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	5.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	6.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	7.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	8.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	9.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
		設備費 小計			123,770,063		110,868,060		12,902,003		
		設備費 合計			123,770,063		110,868,060		12,902,003		
	III. 工事費										
空調	1.高効率機器 空調機の導入		式	1	8,149,340	1	6,399,340	1	1,750,000		
照明	2.高効率機器 照明設備の導入		式	1	3,657,000	1	3,307,000	1	350,000		
BEMS	3.BEMSの導入		式	1	625,000	1	625,000	0	0		
〇〇	4.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	5.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	6.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	7.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	8.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	9.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
		工事費 小計			102,431,340		70,331,340		32,100,000		
		工事費 合計			102,431,340		70,331,340		32,100,000		
		総合計			229,701,403		183,499,400		46,202,003		
	設備・工事費(II+III)										
空調	1.高効率機器 空調機の導入		式	1	25,214,340	1	23,464,340	1	1,750,000		
照明	2.高効率機器 照明設備の導入		式	1	11,649,900	1	11,299,900	1	350,000		
BEMS	3.BEMSの導入		式	1	2,435,160	1	2,435,160	0	0		
〇〇	4.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	5.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	6.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	7.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	8.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
〇〇	9.〇〇〇〇〇の導入		式	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX	1	XX,XXX,XXX		
		設備・工事費 小計			226,201,403		181,199,400		45,002,003		
		設備・工事費 合計			226,201,403		181,199,400		45,002,003		

③ 実施計画書 / 7. 概略予算書(全体)

内訳表<例1>

経費区分	名称	型式	単位	交付申請時						備考	
				単価	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助対象外経費		
					数量	金額	数量	金額	数量		金額
(内訳)											
	I. 設計費										
設計	1.設計(直接人件)費		人工	24,000	75	1,800,000	75	1,800,000	0	0	
設計	2.設計経費		式	900,000	1	900,000	0	0	1	900,000	
設計	3.技術料等経費		式	300,000	1	300,000	0	0	1	300,000	
設計	4.追加業務(省エネ評価等)費用		式	500,000	1	500,000	1	500,000		0	
	項目 合計					3,500,000		2,300,000		1,200,000	
(内訳)											
	II. 設備費 III. 工事費										
	1.高効率機器 空調機の導入	※型式の異なるものは記入									
設備	インバータ室外機	AAA000XXX	台	345,000	27	9,315,000	27	9,315,000	0	0	
設備	天吊形室内機	AAA001XXX	台	175,000	27	4,725,000	27	4,725,000	0	0	
設備	リモコン	AAA002XXX	台	22,000	27	594,000	27	594,000	0	0	
設備	インバータ室外機	AAA003XXX	台	326,000	2	652,000	2	652,000	0	0	
設備	天吊形室内機	AAA004XXX	台	172,000	2	344,000	2	344,000	0	0	
設備	リモコン	AAA005XXX	台	22,000	2	44,000	2	44,000	0	0	
設備	インバータ室外機	AAA006XXX	台	294,000	1	294,000	1	294,000	0	0	
設備	天吊形室内機	AAA007XXX	台	165,000	1	165,000	1	165,000	0	0	
設備	リモコン	AAA008XXX	台	22,000	1	22,000	1	22,000	0	0	
設備	ON/OFFリモコン	AAA009XXX	台	50,000	2	100,000	2	100,000	0	0	
設備	伝送線用給電ユニット	AAA010XXX	台	50,000	2	100,000	2	100,000	0	0	
設備	接続用アダプタ	AAA011XXX	台	13,000	30	390,000	30	390,000	0	0	
設備	室外機	BBB012XXX	台	128,000	1	128,000	1	128,000	0	0	
設備	室内機	BBB013XXX	台	192,000	1	192,000	1	192,000	0	0	
工事	冷媒配管ベアタイプ		m	930	300	279,000	300	279,000	0	0	
工事	同上継手類		式	8,000	1	8,000	1	8,000	0	0	
工事	ドレン配管(VP-20)		m	390	270	105,300	270	105,300	0	0	
工事	同上継手類		式	31,590	1	31,590	1	31,590	0	0	
工事	支持金物類		個	770	285	219,450	285	219,450	0	0	
工事	渡り配線他		m	320	300	96,000	300	96,000	0	0	
工事	雑材消費費		式	50,000	1	50,000	1	50,000	0	0	
工事	冷媒配管施工費		式	600,000	1	600,000	1	600,000	0	0	
工事	既存空調機及び既存撤去費		式	400,000	1	400,000	0	0	1	400,000	
工事	ドレン配管施工費		式	450,000	1	450,000	1	450,000	0	0	
工事	室内機据付工事(天吊り形)		台	35,000	30	1,050,000	30	1,050,000	0	0	
工事	室内機据付工事(6HP以下)		台	10,000	30	300,000	30	300,000	0	0	
工事	室外機緑石アン留め		台	8,000	30	240,000	30	240,000	0	0	
工事	制御リモコン取付工費		台	10,000	30	300,000	30	300,000	0	0	
工事	ガス回収破壊費		台	25,000	30	750,000	0	0	30	750,000	
工事	雑工費		式	100,000	1	100,000	1	100,000	0	0	
工事	機器及び資材搬入費		式	150,000	1	150,000	1	150,000	0	0	
工事	試運転調整費		式	250,000	1	250,000	1	250,000	0	0	
工事	諸経費		式	400,000	1	400,000	0	0	1	400,000	
工事	アドレス設定		式	120,000	1	120,000	1	120,000	0	0	
工事	集中管理配線工事		式	350,000	1	350,000	1	350,000	0	0	
工事	リモコン配線工事		式	450,000	1	450,000	1	450,000	0	0	
工事	遠隔操作設定費		式	150,000	1	150,000	1	150,000	0	0	
工事	養生費(補助対象)		式	150,000	1	150,000	1	150,000	0	0	
工事	養生費(補助対象外)		式	50,000	2	100,000	0	0	2	100,000	
工事	天井補修費		ヶ所	15,000	30	450,000	30	450,000	0	0	
工事	仮設足場費(補助対象)		式	400,000	1	400,000	1	400,000	0	0	
工事	仮設足場費(補助対象外)		式	100,000	1	100,000	0	0	1	100,000	
工事	ルームエアコン取付工費		式	100,000	1	100,000	1	100,000	0	0	
	設備費 小計					17,065,000		17,065,000		0	
	工事費 小計					8,149,340		8,309,340		1,750,000	
	項目 合計					25,214,340		25,374,340		1,750,000	

③ 実施計画書 / 7. 概略予算書(全体)

内訳表<例2>

経費区分	名称	型式	単位	交付申請時						備考	
				単価	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助対象外経費		
					数量	金額	数量	金額	数量		金額
	2.高効率機器 照明設備の導入	※型式の解るものは記入									
設備	一体型LEDベースライト	CCC000YYY	台	16,200	4	64,800	4	64,800	0	0	
設備	一体型LEDベースライト	CCC001YYY	台	12,000	4	48,000	4	48,000	0	0	
設備	一体型LEDベースライト	CCC002YYY	台	17,100	36	615,600	36	615,600	0	0	
設備	一体型LEDベースライト	CCC003YYY	台	18,000	7	126,000	7	126,000	0	0	
設備	一体型LEDベースライト	CCC004YYY	台	24,000	7	168,000	7	168,000	0	0	
設備	一体型LEDベースライト	CCC005YYY	台	18,000	11	198,000	11	198,000	0	0	
設備	高効率タイプダウンライト	CCC006YYY	台	12,800	43	550,400	43	550,400	0	0	
設備	高効率タイプダウンライト	CCC007YYY	台	11,800	83	979,400	83	979,400	0	0	
設備	高効率タイプダウンライト	CCC008YYY	台	12,800	25	320,000	25	320,000	0	0	
設備	LEDポーチライト	CCC010YYY	台	22,000	60	1,320,000	60	1,320,000	0	0	
設備	LEDシーリング	CCC011YYY	台	17,800	6	106,800	6	106,800	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC012YYY	台	28,000	6	168,000	6	168,000	0	0	
設備	LEDスポットライト	CCC013YYY	台	26,000	29	754,000	29	754,000	0	0	
設備	LEDスポットライト	CCC014YYY	台	26,000	7	182,000	7	182,000	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC015YYY	台	26,800	6	160,800	6	160,800	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC016YYY	台	64,800	6	388,800	6	388,800	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC019YYY	台	11,800	39	460,200	39	460,200	0	0	
設備	一体型LEDベースライト	CCC021YYY	台	12,000	4	48,000	4	48,000	0	0	
設備	LEDスポットライト	CCC022YYY	台	51,000	5	255,000	5	255,000	0	0	
設備	LED投光器	CCC023YYY	台	64,800	2	129,600	2	129,600	0	0	
設備	LEDポーチライト	CCC025YYY	台	25,000	1	25,000	1	25,000	0	0	
設備	LEDポーチライト	CCC027YYY	台	24,000	7	168,000	7	168,000	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC030YYY	台	15,500	19	294,500	19	294,500	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC032YYY	台	16,500	10	165,000	10	165,000	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC033YYY	台	28,000	1	28,000	1	28,000	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC034YYY	台	10,800	2	21,600	2	21,600	0	0	
設備	LEDダウンライト	CCC035YYY	台	11,800	1	11,800	1	11,800	0	0	
設備	熱線センサ付自動スイッチ	DDD000YYY	ヶ所	6,200	38	235,600	38	235,600	0	0	
工事	センサ取付工事費		ヶ所	4,000	38	152,000	38	152,000	0	0	
工事	機器取付費		台	3,500	431	1,508,500	431	1,508,500	0	0	
工事	既存機器撤去費		台	1,500	431	646,500	431	646,500	0	0	
工事	機器・資材搬入費		式	150,000	1	150,000	1	150,000	0	0	
工事	仮設足場掛け払い		式	230,000	1	230,000	1	230,000	0	0	
工事	天井仕上げ補修費		式	250,000	1	250,000	1	250,000	0	0	
工事	養生清掃費		式	200,000	1	200,000	1	200,000	0	0	
工事	雑材及び消耗費		式	90,000	1	90,000	1	90,000	0	0	
工事	試運転調整費		式	80,000	1	80,000	1	80,000	0	0	
工事	諸経費		式	350,000	1	350,000	0	0	1	350,000	
	設備費 小計					7,992,900		7,992,900		0	
	工事費 小計					3,657,000		3,307,000		350,000	
	項目 合計					11,649,900		11,299,900		350,000	
	3.BEMSの導入	※型式の解るものは記入									
設備	BEMS本体	EEE000ZZZ	台	1,320,000	1	1,320,000	1	1,320,000	0	0	
設備	伝送ユニット	EEE001ZZZ	個	55,000	2	110,000	2	110,000	0	0	
設備	電力モニタ	EEE002ZZZ	台	1,680	12	20,160	12	20,160	0	0	
設備	CTセンサ	EEE003ZZZ	本	13,000	24	312,000	24	312,000	0	0	
設備	CTケーブル	EEE004ZZZ	台	4,000	12	48,000	12	48,000	0	0	
工事	機器取付調整費		式	150,000	1	150,000	1	150,000	0	0	
工事	初期設定費		式	50,000	1	50,000	1	50,000	0	0	
工事	設定調整費		式	100,000	1	100,000	1	100,000	0	0	
工事	エンジニアリング費		式	75,000	1	75,000	1	75,000	0	0	
工事	配線工事費		式	140,000	1	140,000	1	140,000	0	0	
工事	取付工事費		式	80,000	1	80,000	1	80,000	0	0	
工事	試運転調整費		式	30,000	1	30,000	1	30,000	0	0	
	設備費 小計					1,810,160		1,810,160		0	
	工事費 小計					625,000		625,000		0	
	項目 合計					2,435,160		2,435,160		0	

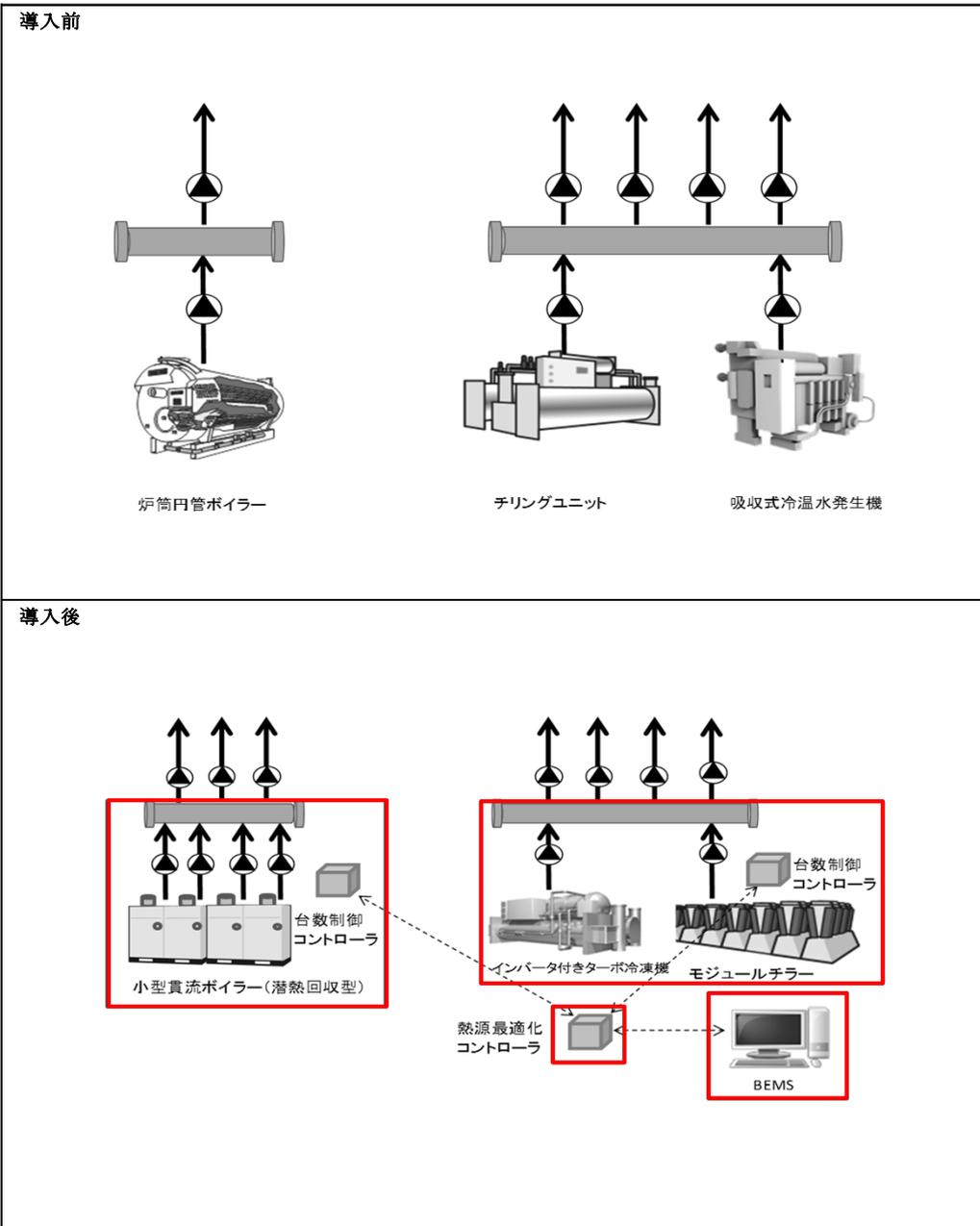
③ 実施計画書 / (別添1) システム概念図

A4カラー印刷

(別添1)

システム概念図

システム名: **高性能熱源機**



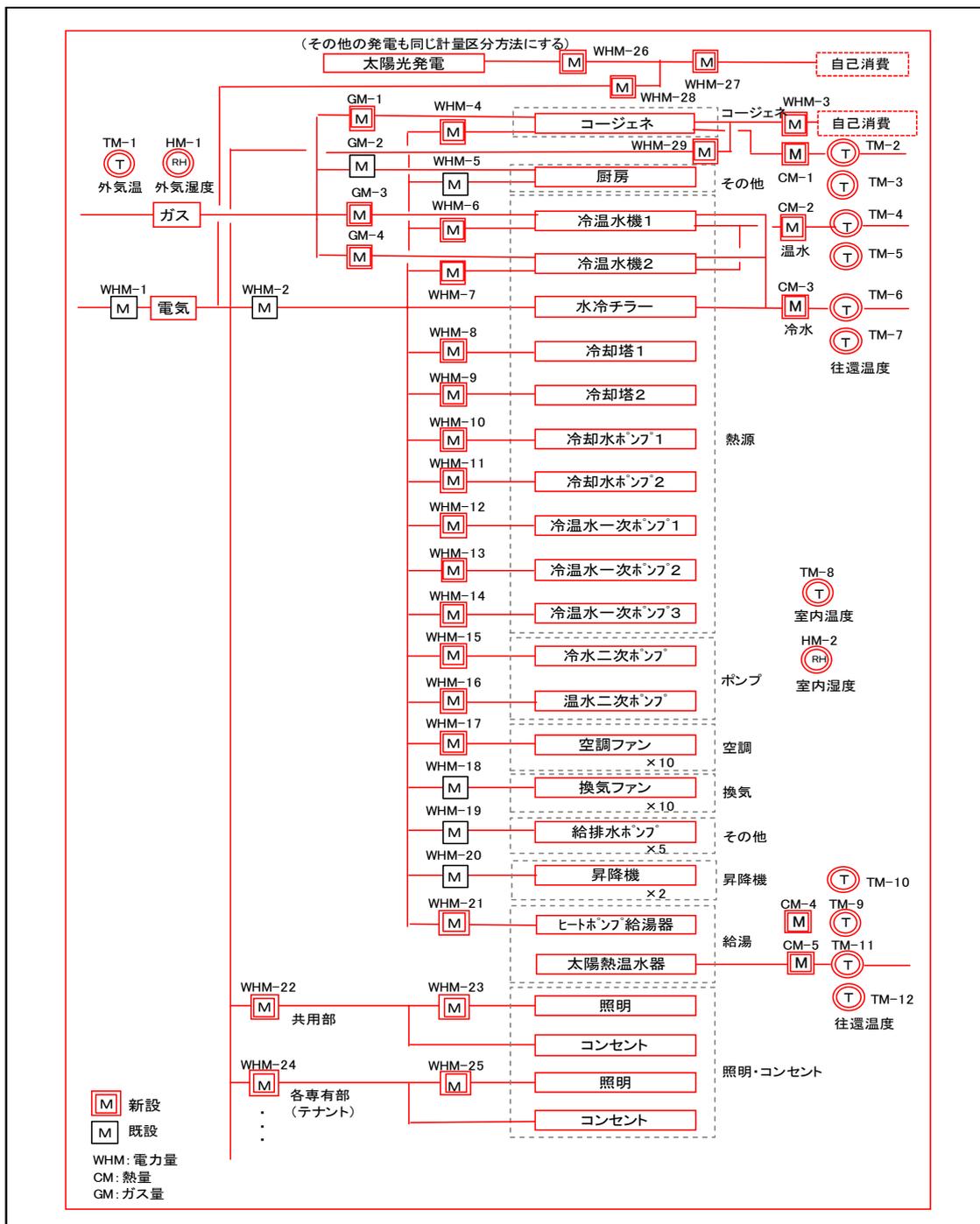
- (注)
- ・システム提案概要(1)㊦ZEBの実現に資する省エネ技術の各項目について概念、仕様、数量、範囲などを記入する。
 - ・補助対象は、1年目赤、2年目青、3年目緑、対象外は黒でマーキングし、記入する。
 - ・既存システムのままの場合には、「導入前」に記入し、「導入後」は記入しない。
 - ・新築は、「導入後」欄のみで、拡大して記入する。

③ 実施計画書 / (別添2) エネルギー計量計画図

A4カラー印刷

(別添2)

エネルギー計量計画図



- (注)
- ・ 熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明・コンセント等の計量区分ごとにエネルギー計算できること。
 - ・ 効果測定ができる計量・計測を行う。
 - ・ エネルギー計量は上記によるが、事業の状況に応じて実施内容を充実させる。

7. 參考資料

7 参考資料

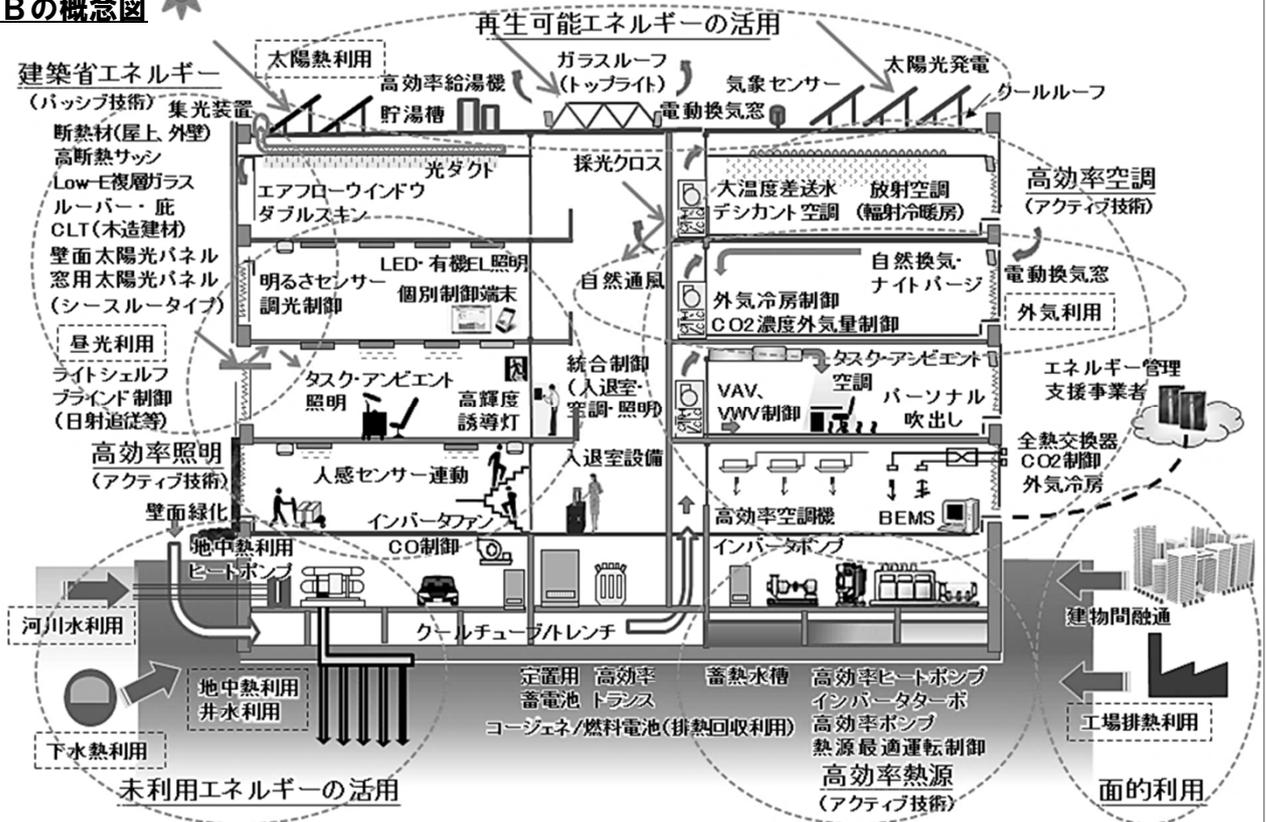
ZEBの実現に資する省エネ技術やBEMSの事例について、参考のため以下に記載する。

下記図表はZEBの実現に資する省エネ技術の事例であり、Webプログラムによる計算および補助対象の可否を示すものではないので注意すること。

7-1 ZEBの実現に資する省エネ技術

項目	内容	
1. 建物省エネルギー(パッシブ)技術	外皮性能	高断熱、日射遮蔽など(庇、ブラインド等)、建築物の形状、方位など。
	パッシブ利用	自然通風システム、クールトレンチ(地中熱利用)など。
2. 内部発熱の削減技術	建物内部から発生する熱負荷の低減。(集約化、クラウド化など)	
3. 設備省エネルギー(アクティブ)技術	空調設備	高効率熱源機器(インバータ制御、台数制御、フリークーリング等含む)
		搬送系の効率化(高効率ポンプ、変流量制御、大温度差・小流量ポンプ等)
		空調機の効率化(高効率EHP、全熱交換器、輻射空調、デシカント空調等)
	換気設備	制御の高度化(外気冷房・CO2・変風量制御、タスク&アンビエント等)
	照明設備	パッシブ利用(自然採光システム、フィルム、クロス等)
		高効率照明器具(LED、有機ELなど)
	給湯設備	制御の高度化(センサー制御、タイムスケジュール、タスク&アンビエント等)
高効率給湯設備器(ヒートポンプ、潜熱回収型)、高断熱配管、自動水栓		
昇降機設備	未利用エネルギー併用システム(太陽熱、地中熱、排熱利用等)	
電気設備	高効率化システム(台数制御、電力回生・VVVF制御、リニアモータ等)	
4. 再生可能・未利用エネルギー利用	高効率機器・システム(高効率トランス、創蓄連携蓄電池、コージェネ等)	
	ZEB実現に向けて創エネルギー(太陽光、風力、地熱等)の導入。	

ZEBの概念図



7-2 BEMS

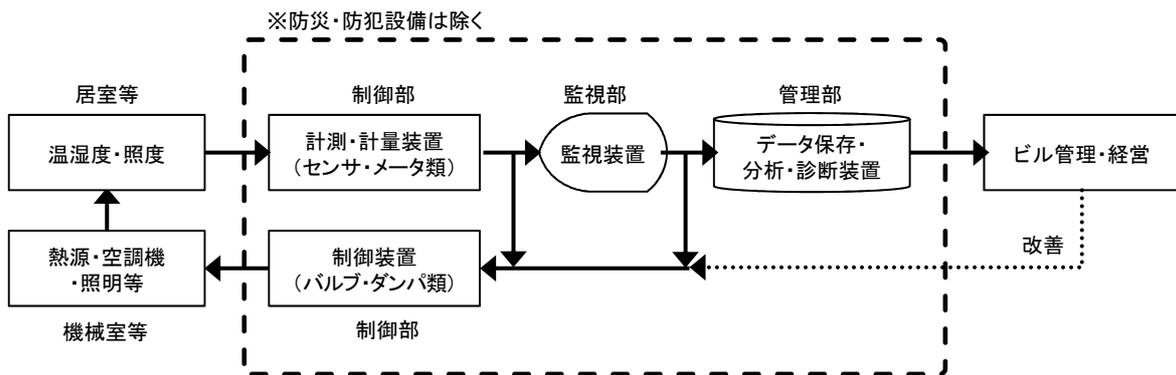
BEMSとは、業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ室内環境に応じた機器または設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムをいう。

BEMSは計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置等で構成される。

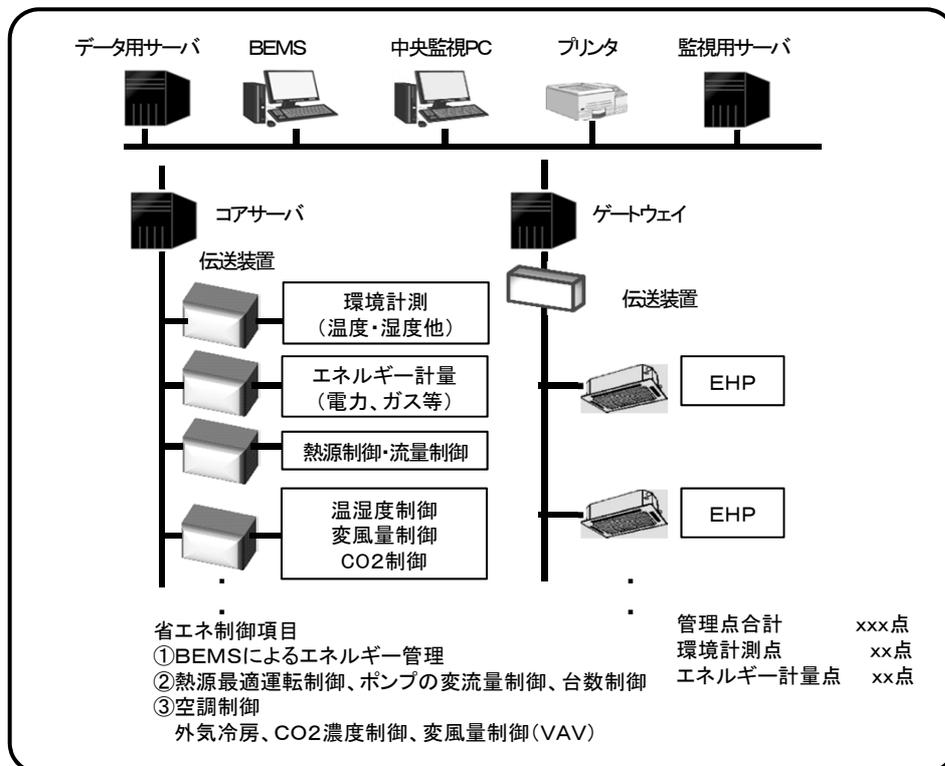
BEMSの運用及び省エネルギー計画や実施体制等について実施計画書を作成し、運用に当たっては成果の自己評価を行う等、PDCAを展開することが重要である。

(1) 補助対象設備

下図の点線の範囲で示されるBEMS等



(2) BEMSの事例

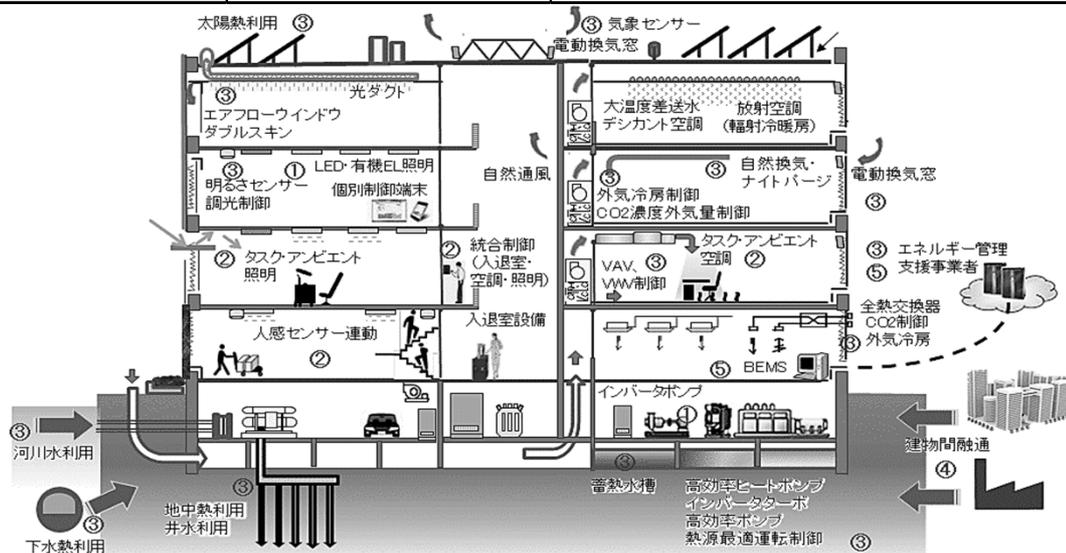


注:管理点合計
環境計測点、エネルギー計量点
の他、管理する機器(制御・状態・警報)や液面警報など全て

(3) システム制御技術

BEMSの導入に当たっては、機器個別の制御を行うのみならず機器の連携や建物全体を最適化する制御を行うことにより、建物負荷の変動に対応した省エネルギーと快適性、生産性を両立する制御を行うことが望ましい。

	システム制御技術	特徴	制御内容例
①	設備間統合制御システム	空調・照明+IT設備機器を組み合わせ、最小のエネルギーで建物空間の質を維持する。	照明連動空調制御 (照明の節電を代償に空調を快適化する制御) 空調機と熱源ポンプ統合制御 (空調負荷または制御情報利用)
②	設備と利用者間連携制御システム	利用者の利用状況に応じて空調・照明等の設備の稼働を制御する。	設備と利用者間連携制御システム 入退室連動空調、照明停止制御 タスク・アンビエント照明・空調制御
③	負荷コントロール	高度な負荷追従制御や予測制御、自然エネルギーの活用による建物自体の負荷制御により機器の効率運転を行う。	(高度制御) シミュレーション、学習機能による熱源機最適運転パターン制御 (最高効率運転・最小エネルギー・運転コスト等) (高度制御) 風量総和VAV制御システム(負荷減少時に全体またはゾーンごとの必要風量総和を維持しつつ部分的にVAVを全閉) (高度制御) 気象予報データ利用、負荷予測による始動時刻、蓄熱量など最適化制御 (パッシブ制御) 外気利用制御、昼光利用制御、太陽熱利用制御、地中熱利用制御、河川水・下水利用制御
④	建物間統合制御システム	複数建物間でのエネルギーの面的な利用により設備を効率的に利用する。	
⑤	チューニング等運用時への展開	建物の運用実態に合った運転管理 建物環境の変化に応じた最適な条件で建物を長期間運用・維持する。	タイムスケジュール制御、室内温湿度条件の緩和、機器の運転効率管理による改善 ESP等外部エネルギーサービス事業者の利用 クラウドBEMS等外部インフラの利用



7-3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和三十年八月二十七日法律第七十九号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五二号

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条—第十条)
- 第三章 補助事業等の遂行等(第十一条—第十六条)
- 第四章 補助金等の返還等(第十七条—第二十一条)
- 第五章 雑則(第二十一条の二—第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条—第三十三条)
- 附則
- 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行ならびに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金(国際条約に基づく負担金を除く。)
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接または間接にその財源の全部または一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金または利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付または同項第二号の資金の融通の対象となる事務または事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的または間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等または間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律またはこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、または廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限って、その交付した補助金等の全部または一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、またはその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部または一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務または事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業者等及び間接補助事業者等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定ならびに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつていない融資または利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付または融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない。いやくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)
第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)
第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容またはこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)
第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)
第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了または廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)
第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了または廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)
第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容またはこれに附した条件その他法令またはこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項または第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)
第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、または返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定またはこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)
第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)
第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等またはこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分等の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等または加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)
第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令または補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)
第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)
第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)
第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国または都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、または補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)
第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)
第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基く港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律またはこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律またはこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律またはこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律またはこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、または間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付または融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用または間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者または管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人または人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者または管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国または地方公共団体には、適用しない。

2 国または地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員または地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、または補助金等の交付の意思が表示されている事務または事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一四八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の施行の日から施行する。

(公課の先取特権の順位に関する経過措置)

7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)またはこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四五年四月一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)またはこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五款、節名ならびに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）ならびに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）ならびに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六百六十三条、第六百六十四条ならびに第二百二条の規定 公布の日（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律またはこれに基づく政令により管理しまたは執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律またはこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）またはこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定または改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為または申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国または地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国または地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7-4 交付規程(抜粋)

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)交付規程

平成29年4月3日
SII-29B-規程-001

(通則)

第1条 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)交付要綱(20170126財第2号。以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が行う、経済産業省からの交付要綱第3条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率、補助金の上限額)

第3条 SIIは、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてSIIが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、(別紙)「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は様式第1による補助金交付申請書にSIIが定める書類を添付して、SIIが別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 SIIは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、SIIは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 SIIは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 SIIは、補助金の交付が適当でないとき認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 SIIは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、SIIに報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第8条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第11条の規定に基づき速やかにSIIに報告し、その指示を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、SIIが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、SIIの指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、SIIが第15条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、SIIが第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(9) 補助事業者は、SIIが第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部を返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、SIIが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等)に供することをいふ。)しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(12) 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、SIIの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、SIIの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第7条 第5条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をSIIに提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(計画変更等の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 SIIは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受領したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 SIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をSIIの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 SIIが第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がSIIIに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、SIIは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がSIIIに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) SIIIは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) SIIIは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議により、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことができ、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、SIIが行う弁済の効力は、SII事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をSIIIに提出し、その指示に従わなければならない。

(状況の報告)

第12条 補助事業者は、SIIが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をSIIが要求する期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び検証結果について、当該システム導入完了後、SIIが別に定める期間、様式第7による補助事業実施状況報告書をSIIIに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実施状況報告を停止するときは、あらかじめ様式第8による補助事業実施状況報告停止承認申請書をSIIIに提出し、その承認を受けなければならない。

(実績の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)(完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はSIIが定める期日のいずれか早い日までに、様式第9による補助事業実績報告書をSIIIに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業がSIIの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに様式第10による補助事業年度末実績報告書をSIIに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第14条 SIIIは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第11による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 SIIIは、第13条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 SIIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

- 4 SIIIは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 SIIIは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第12により報告させるものとする。

(補助金の支払)

第16条 SIIIは、第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後には補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による補助金精算(概算)払請求書をSIIIに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 SIIIは、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づくSIIの処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、(別紙)「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 SIIIは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 SIIIは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 SIIIは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、第18条第2項に定める加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第15条第4項から第5項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第15条第5項中「様式第12」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第18条 SIIIは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したもとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 SIIIは、加算金を徴収する場合、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。

3 SIIIは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 SIIIは延滞金を徴収する場合、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

2 SIIIは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第16による取得財産等明細表を第13条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

3 SIIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIIに納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、SIIが別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第17による財産処分承認申請書をSIIIに提出し、その承認を受けなければならない。

4 SIIIは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、SIIの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 補助事業者は、(別紙)記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認をしなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第24条 SIIIは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びSIIが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項はSIIが別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

